

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【事業年度】	第10期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
【会社名】	イーバンク銀行株式会社
【英訳名】	eBANK Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國 重 惇 史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 大和生命ビル
【電話番号】	03(3509)6787 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務本部長 大 塚 年 比 古
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成16年度 (自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	平成17年度 (自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	平成18年度 (自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)	平成19年度 (自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	平成20年度 (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	6,911	10,632	13,709	18,309	21,568
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	510	900	544	22,535	34,599
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	548	1,034	403	23,403	34,866
連結純資産額	百万円	24,011	30,362	30,148	16,336	20,843
連結総資産額	百万円	292,927	367,395	522,709	810,156	784,975
1株当たり純資産額	円	43,085.49	51,030.57	50,149.53	23,674.56	11,529.58
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	1,171.61	1,851.58	677.18	35,555.38	41,510.98
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	—	5.71	1.93	2.59
連結自己資本比率 (国内基準)	%	15.47	20.20	6.23	11.64	12.97
連結自己資本利益率	%	3.26	3.80	1.33	102.76	342.02
連結株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	105,295	66,710	139,715	270,131	174,715
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	82,765	71,941	191,779	316,705	155,407
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	14,972	7,782	24	22,603	33,165
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	127,799	130,351	78,312	54,342	68,199
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	91 [6]	141 [30]	195 [40]	214 [45]	240 [40]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 平成16年度、平成18年度、平成19年度及び平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 平成17年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当行株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
8. 連結株価収益率については、当行株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(2)当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	6,911	10,551	13,590	18,120	21,465
経常利益 (は経常損失)	百万円	424	954	368	22,580	34,521
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	461	786	236	23,591	34,940
資本金	百万円	28,550	32,310	32,335	38,414	54,997
発行済株式総数	株	普通株式 555,366 A種優先株式 1,500	普通株式 596,076	普通株式 596,376	普通株式 663,926	普通株式 1,769,481
純資産額	百万円	24,160	30,318	29,972	15,623	20,243
総資産額	百万円	293,130	367,650	522,948	810,738	785,212
預金残高	百万円	264,489	331,020	483,130	760,198	735,069
貸出金残高	百万円	600	—	—	—	94,700
有価証券残高	百万円	14,897	128,931	313,680	669,217	525,148
1株当たり純資産額	円	43,300.80	50,863.81	50,258.30	23,531.31	11,441.20
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	984.60	1,406.37	397.30	35,783.48	41,546.92
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	—	5.73	1.93	2.57
単体自己資本比率(国内基準)	%	15.54	19.94	6.15	10.91	12.33
自己資本利益率	%	2.73	2.88	0.78	103.48	345.19
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	91 [6]	131 [28]	175 [39]	195 [45]	199 [38]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第6期の貸出金は貸付債権の購入によるものであり、第10期の貸出金は当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したものと及び、分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。

3. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第8期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、第8期から繰延ヘッジ損益を含めて算出してあります。

6. 第6期、第8期、第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため、記載してありません。

7. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当行株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載してありません。

8. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出してあります。

9. 単体自己資本比率は、第8期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してあります。当行は、国内基準を採用しております。

なお、第7期以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してあります。

10. 株価収益率については、当行株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載してありません。

2 【沿革】

年月	事項
平成12年 1 月	東京都千代田区に銀行の設立を目的として、日本電子決済企画株式会社(資本金 4 億円)を設立。
平成12年 6 月	通商産業省による「改正新事業創出促進法」に基づく認定。
平成13年 3 月	金融庁に銀行業の免許取得に係る予備審査を申請。
平成13年 6 月	銀行免許予備審査終了、商号をイーバンク銀行株式会社に変更。
平成13年 7 月	銀行業の免許(金監第3912号)を取得し開業。
平成14年 4 月	モバイルバンキングサービスを開始。
平成14年11月	メールアドレスによる送金サービス「メルマネ」を開始。
平成16年 5 月	栄光債権回収株式会社の株式を追加取得(出資比率33.5%、持分法適用会社)。
平成16年10月	当行の全額出資により、イーバンクシステム株式会社(連結子会社)を設立。
平成17年 2 月	証券業務を行う金融機関として関東財務局に登録(関東財務局長(金)第609号)。
平成17年 3 月	有価証券の元引受け業務に係る認可(関東財務局長(金)第609号)を取得。
平成17年 8 月	スポーツ振興くじ「toto」の初のインターネット販売を開始。
平成17年10月	当行の全額出資により、eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. (連結子会社)を設立。
平成17年11月	投資信託の取扱いを開始。
平成18年 1 月	全国銀行データ通信システムに直接接続。
平成18年 2 月	VISA International Service Association(現ビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド)の「プリンシパル・メンバー」の資格を取得。
平成18年12月	外貨普通預金の取扱いを開始。
平成19年 6 月	金融先物取引業者として関東財務局に登録(関東財務局長(金先)第176号)。
平成19年 7 月	VISAデビット機能付きキャッシュカード「イーバンクマネーカード」を発行。
平成19年 8 月	財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)からプライバシーマークの許可を取得。
平成19年11月	取引所為替証拠金取引の取扱いを開始。
平成20年 2 月	当行の50%出資により、イトラスト信託株式会社(連結子会社)を設立。
平成20年 4 月	イトラスト信託株式会社が信託業の免許を取得し、営業を開始。
平成20年 9 月	保証付個人向け無担保貸出業務について金融庁より承認を受ける。
平成21年 2 月	楽天株式会社と資本・業務提携。 楽天株式会社がイーバンク銀行の主要株主認可を取得し、当行の親会社となる。
平成21年 3 月	株式会社東京都民銀行より東京都民銀行楽天支店を事業譲受。 個人向け与信業務(事業の用に供するための資金に係るものを除く)について金融庁より承認を受ける。

(注) 平成21年 4 月 楽天クレジット株式会社が運営するカードローン事業の一部を承継し、個人向けカードローンサービス「マイワン」を開始。

3 【事業の内容】

当行を中心とする企業集団の事業内容

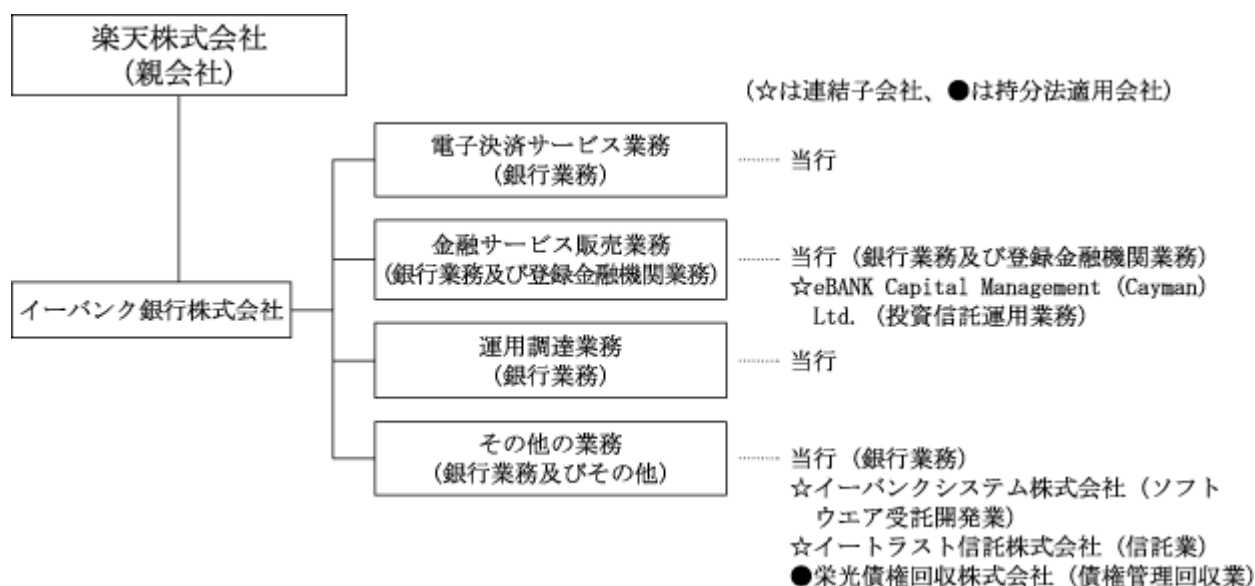
当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、連結子会社であるイーバンクシステム株式会社(以下、「イーバンクシステム」といいます。)、イトラスト信託株式会社及びeBANK Capital Management (Cayman) Ltd.、並びに持分法適用関連会社である栄光債権回収株式会社の5社で構成されております。当行は、銀行法第4条第1項に定める銀行業免許に基づき、一定の付帯条件の下、銀行業務(銀行法第10条の規定により営む業務をいいます。)を営んでおります。また、当行は、銀行法第11条及び金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受け、有価証券関連業務及び登録金融機関業務(金融商品取引法第33条の2の登録に係る業務をいいます。)を行っております。

()他に非連結子会社1社あり

楽天株式会社との関係

当行は、前述のとおり、当行、連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社で構成される企業集団を形成する一方、楽天株式会社の連結子会社として、同社を中心とする企業集団(以下「楽天グループ」といいます。)に属しております。当行は、総合的なインターネットサービス企業グループである楽天グループにおける銀行事業を担っております。

(事業系統図)



当行は、インターネットを經由して何時でも何処でも安価にアクセスできる電子決済サービスとそれに付随する金融サービスを主として提供するインターネット専門銀行として、平成13年7月に開業しました。当行グループでは、「eBANK Style」(イーバンク・スタイル)と呼ぶ経営理念、すなわち、efficiency(効率性)、excellence(優位性)、及びentertainment(楽しさ)という3つの“e”とcustomer satisfaction(顧客満足)からなる、「3“e”&CS」の思想に基づき、インターネットを通じた電子決済に主軸を置きつつ、関連する各種業務を展開して参りました。これらの業務は、(1)電子決済サービス業務、(2)金融サービス販売業務、(3)運用調達業務、及び(4)その他の業務の4つの業務に分類できます。当行グループは、それぞれを密接に結びつけつつ、収益を生み出す事業を展開しており、このうち電子決済サービス業務、金融サービス販売業務の一部、及び運用調達業務は銀行業務に区分され、金融サービス販売業務の一部は登録金融機関業務に区分されます。

区分	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年対比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	前年対比 (%)
電子決済サービス業務	5,852	31.97	180.16	9,562	44.34	163.38
金融サービス販売業務	2,964	16.19	86.58	2,173	10.08	73.30
運用調達業務	8,694	47.48	136.44	8,950	41.49	102.94
その他の業務	797	4.36	119.97	882	4.09	110.60
連結経常収益	18,309	100.00	133.55	21,568	100.00	117.80

(1) 電子決済サービス業務

当行グループは、先進的な情報通信技術を利用したシステムによる資金移動取引(電子決済)のサービスの一つとして、独自のオープン系銀行システムを核とする24時間365日稼働可能な電子決済プラットフォームを用いて、PC又は携帯端末によるインターネットを經由した送金及び振込にかかる内国為替業務(ウェブ決済)を顧客に提供しております(代金取立業務は行っておりません。)。具体的には、電子取引におけるショッピングの際、購入者と商品・サービス提供者との間の代金決済を、口座振替機能により瞬時に行う「イーバンク・ペイ」や「イーバンク・デビット」、メールアドレスと名前だけで送金が行える「メルマネ」、ウェブ上でのデータ交換を通じ大量の取引依頼が可能な「WEB-FB」、大量の振込入金の照合業務を簡便

化する「イーバンクジャストマッチ」等、決済に軸足を置いたインターネット専業銀行ならではの、利便性の高い様々な決済サービスを提供しております（当行グループの顧客口座間における決済を以下「イーバンク決済」といいます。）。また、当行口座から携帯電話料金や一部の公共料金・税金等の支払を可能とするマルチペイメントネットワークに接続するサービスを開始する等、当行の決済・送金サービスの利便性をさらに高めています。これらのサービスは、インターネットに接続可能なPC及び携帯端末により利用することが可能です（携帯端末に関しては一部のサービスが利用できません。）。くわえて、インターネット上でのセキュリティにも十分配慮しており、SSL128bitの暗号化技術はもとより、登録したIPアドレス以外からの取引を制限する「IP制限サービス」、インターネット上での不測の事態に対応するeBANKセキュリティ保険、通常銀行が一方的に付与する口座番号等のログインIDを各顧客が自ら設定することができるログイン方法の導入等により、顧客が安心して利用できる環境を提供しております。さらに当行は、VISA International Service Association（現ビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド、以下「VISA」といいます。）の「プリンシパル・メンバー」の資格を平成18年2月に取得、一層の顧客利便性の向上を目指し、平成19年7月よりVISAデビット機能付キャッシュカード（以下、「イーバンクマネーカード」といいます。）を発行しております（下記「第2 3 対処すべき課題」をご参照ください。）。なお、平成21年3月末における「イーバンクマネーカード」の発行枚数は、141万枚となっております。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における役務取引等収益及びその他業務収益に計上されます。

（2）金融サービス販売業務

当行グループでは、各種投資信託の販売、為替証拠金取引の取扱、各種企業との提携によるクレジット機能付キャッシュカードの発行、証券口座の開設の紹介等により、手数料収益の拡大を図っております。

例えば投資信託の販売に関しては、販売用他社ファンド等を含む新たな銘柄の追加を行い、平成21年3月末時点での投資信託の取扱数は合計296本となりました。こうした投資信託の販売及び当行子会社によるファンドの管理・運用により、販売手数料及び管理手数料収入を計上しております。

さらに、当行は平成19年10月に東京金融取引所から為替証拠金取引資格を取得し、同年11月より取引所為替証拠金取引「くりっく365」のサービスを提供しております。米ドルなど12通貨で対円取引を取扱い、対円取引の他に11組のクロスカレンシー取引を提供しております。このように、複数のタイプの金融商品及びサービスの提供並びに新たな金融取引にも、積極的に取り組んでおります。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における役務取引等収益又はその他業務収益に計上されます。

（3）運用調達業務

当行グループでは個人・法人顧客の双方に普通預金を、個人顧客向けに定期預金及び外貨預金を、それぞれ提供しております。個人顧客向けの普通預金については、決済のための資金という位置付けのもと、一定量の預け入れを促す戦略を取っております。また、定期預金については、運用商品の多様化のため、新型定期預金や外貨定期預金といった特色のある商品を提供しております。

当行グループの預金については、インターネット上での定期預金の解約及び他の金融機関への送金又は振込が、時間と場所を選ばずに迅速かつ容易に行えます。この特性を踏まえ、流動性に十分配慮した運用を行っております。

当行グループでは、運用調達業務全般にわたり、ALM（資産負債総合管理）の観点から、金利感応度、資金流動性、市場流動性等のリスクマネジメントに十分留意した運営を行っております。

なお、当行グループは預金業務と為替業務を主たる業務としており、銀行業の免許に付された条件に基づき、預金担保の当座貸越を除く一般的な貸出業務等は出来ませんでした。平成20年9月10日に金融庁より保証付個人向け無担保貸出業務について承認され、また平成21年3月26日には個人向け与信業務（事業の用に供するための資金に係るものを除く）について承認されました。なお、平成21年4月に楽天クレジット株式会社（以下「楽天クレジット」といいます。）との吸収分割により保証付個人向け無担保貸出業務の取扱いを開始し、運用手段の一つとして一定のポートフォリオを構成しております。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における資金運用収益、その他業務収益、又はその他経常収益に計上されます。

（4）その他の業務

（A）ソフトウェア受託開発業

イーバンクシステム株式会社は、当行グループの銀行システムの開発・運用業務を主業務としております。当行グループの基幹系システムは、独自のオープン系銀行システムを採用し、従来のメインフレーム系銀行システムに比して安価かつ効率的に構築されており、またこれまで安定した運用実績を残しております。

（B）信託業

イトラスト信託株式会社は、平成20年4月1日に、信託業法第3条に基づく信託業免許を取得し、同月8日より営業を開始しました。

（C）債権管理回収業

栄光債権回収株式会社は、「債権管理回収業に関する特別措置法」（平成10年法律第126号）に基づいて、債権管理回収業を行っております。

（D）広告業

広告に係る収益は銀行法第10条第2項に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、預金、貸

付又は為替に付随する業務とされております。当行では、当行ホームページ及びメールマガジン等への広告掲載による広告業を行っております。

上記の各業務を支えるのは、当行グループのITシステムです。銀行の採用するシステムは、大別してオープン系銀行システムとメインフレーム系銀行システムとがあります。メインフレーム系銀行システムとは、一つのメインコンピュータが情報の管理・処理を統括して行うシステムであり、多くの国内銀行において採用されているシステムです。これに対し、当行グループの採用するオープン系銀行システムとは、最新のテクノロジーを適用したコンピュータがそれぞれ情報の管理・処理を行うシステムであり、先端技術や新たな顧客ニーズ及び処理する情報量の増加に対して比較的低廉なコストで迅速に対応できるというメリットがある一方、セキュリティ対策及びIT技術の段階的進歩に常に追いつくためのシステムの保守・管理の負担が比較的重い等のデメリットがあると考えられます。当行グループのオープン系銀行システムは、インターネットを介して基幹系システムを顧客に開放することにより、PC及び携帯端末からの直接接続が可能であるなど、高い拡張性を有しております。また、当行グループは、提供する商品の仕様及び業務プロセスを上記のシステムに適合させており、24時間365日稼動可能なシステムの構築を可能とするとともに業務の効率性を高めております。また、当行グループのオープン系銀行システムは、構築及び運用において特定のシステムベンダーに依存する必要がないため、システムの構築及び運用の点においてもコスト競争力を有することができるものと考えております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 楽天株式会社	東京都 品川区	107,534	インター ネット サービス 業	(被所有) 58.8 (一) [一]	2 (2)	—	顧客誘導の業 務委託	—	決済・マーケ ティング・顧客 誘導業務
(連結子会社) イーバンクシステム 株式会社	東京都 千代田 区	400	ソフト ウェア受 託開発業	58.3 (一) [一]	1 (1)	—	システム開発 の委託 預金取引関係	—	—
イトラスト信託 株式会社	東京都 千代田 区	900	信託業	50.0 (一) [一]	1 (1)	—	預金取引関係	事務所の賃貸	—
RAKUGENI (dayman)	英領 ケイマ ン諸島	50	投資信託 運用業務	100.0 (一) [一]	—	—	投資信託運用	—	—
(持分法適用関連会社) 栄光債権回収株式会社	神奈川 県横 浜市西 区	1,000	債権管理 回収業	33.5 (一) [一]	—	—	預金取引関係	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、楽天株式会社は有価証券報告書を提出しております。
3. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
5. 当行は、平成21年5月28日付で楽天モーゲージ株式会社の普通株式100%を取得し、連結子会社としております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年3月31日現在

	銀行業	ソフトウェア 受託開発業	信託業	合計
従業員数(人)	199 [38]	23 [1]	18 [1]	240 [40]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員116人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 主として業務拡大による人員補強により前連結会計年度に比べ従業員が26人増加しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
199 [38]	37.5	3.12	5,510

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員114人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 執行役員1名は従業員数に含めて記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

(経済環境)

平成20年度のわが国経済は、世界的な経済環境の悪化を背景として、大幅な悪化となりました。企業収益の悪化幅は拡大し、輸出、設備投資ともに大幅に減少しました。個人消費は、雇用・所得環境が厳しさを増す中で弱まりが見られ、住宅投資、公共投資も低調に推移しました。

また金融業界におきましては、米国サブプライム住宅ローン問題に端を発する金融市場の混乱は、世界的な金融危機に発展しました。米国の大手金融機関が経営破綻したことをきっかけとして、企業の信用収縮が拡大し、銀行間ではカウンターパーティ・リスクを意識した動きが急速に強まった結果、市場取引の縮小が見られました。こうした中、主要国中央銀行による利下げや、公的資金の注入など、世界的な金融市場の安定化に向けた動きが見られましたが、景気後退の深さと期間に対する不確実性が増しました。

(営業の経過)

こうした金融経済環境下で当行は、当行の理念と行動規範を集成した「イーバンク・スタイル」の中核となる経営理念、「3“e”&CS」(3つの“e”=efficiency、excellence、entertainment、及びcustomer satisfaction)のもと、各業務において、高性能かつ安定的な決済インフラの運営、システム効率化、内部管理体制の整備を推進し、積極的な顧客開拓、決済サービスの一層の拡充、投資運用業務の強化等を通じて、今まで以上に収益性と成長性を重視した経営に取り組んでまいりました。

その結果、営業基盤につきましては、当行が最も重視する経営指標の一つである顧客口座数が順調に推移し、平成20年度末には顧客口座数が約315万口座となりインターネット専業銀行では最多の口座数となっております。また、メディアでの評価につきましては、平成21年1月に実施された、Gomez(ゴメス)のオンラインバンクランキングでは、顧客タイプ別の「決済重視型」で1位を獲得し、総合では4位にランキングされました。さらに、アイシェア(株式会社アイシェア)、ディムスドライブ(インターワイヤード株式会社)およびマイボイスコム(マイボイスコム株式会社)の実施したインターネットリサーチにおいて、現在利用しているインターネットバンキング1位となっております。

各業務におけるトピックは、以下のとおりです。

電子決済サービス業務

電子決済サービス業務におけるトピックといたしましては、顧客の多様な電子決済サービスのニーズを背景として、当行の電子決済サービスが利用できる提携先の拡大及び既存提携内容の強化に努め、スポーツ振興くじ「toto」のインターネット販売の強化や、楽天株式会社(以下、「楽天」といいます。)(の子会社である、競馬モール株式会社が運営する「楽天競馬」)において、当行口座保有者に対して決済サービスを提供することにより、全地方競馬の勝馬投票権を一つのサイト上で購入できるサービスを提供いたしました。

また、平成19年7月に発行を開始した「イーバンクマネーカード」の発行枚数は、平成20年6月に100万枚を突破し、平成21年3月末現在、141万枚を発行しております。

金融サービス販売業務

金融サービス販売業務におけるトピックといたしましては、顧客の資産運用ニーズに応えて、新たな金融商品の提供を開始し、平成19年11月より東京金融取引所為替証拠金取引「くりっく365」の取扱業者となっておりますが、平成20年10月にはサービス内容を拡充し、取扱い通貨ペアの拡充(対円取引においては7通貨ペアから12通貨ペアへ増加、11通貨ペアでのクロスカレンシー取引の取扱い開始)、決済建玉の指定決済対応を行っております。

また、当行独自の外国投資信託を含む、投資信託の取扱いを平成17年11月から行っておりますが、当事業年度において新たに33銘柄の投資信託を商品ラインアップに追加し、平成21年3月末までに、累計296銘柄の投資信託の販売の取扱いを行っております。

運用調達業務

運用調達業務におけるトピックといたしましては、顧客の多様な資金運用ニーズに対応するため、外貨定期預金のサービスを拡充し外貨定期預金について従来からの3通貨に加えて、平成20年5月より英ポンド、ニュージーランドドル、南アフリカランドの3通貨の取扱いを開始いたしました。また、預入金額に応じた優遇金利の適用のほかモバイルバンキング対応を実施しました。

なお、当行は運用調達業務全般にわたり、ALM(資産負債総合管理)の観点から、金利感応度、資金流動性、市場流動性等のリスクマネジメントに十分留意した運営を行っております。また個別の投資に際しても、リスクに見合った収益が期待できるか、各種リスクの分散を適切に図ることができるか等を入念に検討し、運用資産ポートフォリオの構築を行っております。

当行グループ全体について

当行グループ全体に関する平成20年度のトピックといたしましては、平成20年9月、楽天と、資本・業務提携契約を締結し、楽天グループの顧客に対する銀行決済サービスの提供、金融商品や電子商取引のマーケティ

ングに関する相互協力、各種金融商品の共同開発等を行うことを合意し、平成20年9月29日付で楽天を割当て先とした、乙種優先株式による第三者割当増資を行っており、当該乙種優先株式が平成21年2月10日付で普通株式へ転換されたことにより、楽天は当行の議決権の48.69%を有することとなり、実質支配力基準に鑑み当行は楽天の連結子会社となりました。また、平成21年3月19日付で、更に楽天に対し乙種優先株式の割当てを行い、当該乙種優先株式は平成21年3月27日付で普通株式へ転換されております。この結果、平成21年3月末現在では、楽天は当行の議決権の58.80%を有しております。

また、平成20年11月14日には、株式会社東京都民銀行との間で、同行の楽天支店について事業譲渡を受けることを合意し、平成21年2月23日を譲渡日として、事業譲渡を受けております。

平成20年11月13日には、楽天及び楽天の子会社である楽天クレジットとの間で、個人向けローン事業の統合に向けて基本合意を締結し、当該基本合意に基づき、平成21年2月13日に楽天クレジットとの間で、平成21年4月1日付で楽天クレジットのカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含む。)を吸収分割により当行が承継する旨の吸収分割契約を締結いたしました。

なお、上記吸収分割により、平成21年4月より個人向けローン事業を開始しております。

平成19年11月にNTTファイナンス株式会社と収納代行やローン等の事業分野及び資金調達・運用面における協業等の業務提携並びに人的交流についての検討に関する包括提携に合意しておりますが、提携の一環として平成21年1月に「ひかり支店」を開設いたしました。「ひかり支店」では、NTTファイナンス株式会社と提携したVISAデビットカード「ネクストマネーカード」の発行ほか、当行の提供する各種サービスのご利用が可能となっております。

(営業の成果)

以上の施策の結果、平成20年度の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度末における預金は、顧客口座数の順調な進捗や定期預金金利の見直し等を背景として、普通預金残高が2,789億50百万円(前連結会計年度比802億92百万円、40.41%増)、定期預金残高が4,015億93百万円(前連結会計年度比1,240億49百万円、23.59%減)、外貨預金残高はキャンペーン金利施策等を背景として507億79百万円(前連結会計年度比180億99百万円、55.38%増)、預金残高合計は7,342億85百万円(前連結会計年度比246億86百万円、3.25%減)、負債の部の合計額は7,641億32百万円(前連結会計年度比296億88百万円、3.73%減)となりました。資産の状況は、有価証券については、投資ポートフォリオの組替えのため国債の売却を行ったこと等により、5,245億4百万円(前連結会計年度比1,439億72百万円、21.53%減)、買入金銭債権については、市況に左右されにくい小口分散化された金銭債権を裏付資産とする証券化商品を中心に積み上げを行った結果、780億69百万円(前連結会計年度比470億16百万円、151.40%増)となりました。金銭の信託については、信託財産であるファンドオブファンズの売却及び償還等により、62億72百万円(前連結会計年度比294億77百万円、82.45%減)となりました。貸出金については、楽天クレジットとの吸収分割に伴い融資を肩代わりしたこと等により、947億円となりました。預け金については、流動性準備として必要な金額を留保した上で効率的な運用を行うこととしましたが、平成21年3月19日払込期日の第三者割当増資の実施や連結会計年度末に証券化商品を売却したことにより、681億99百万円(前連結会計年度比138億59百万円、25.50%増)となりました。以上の結果、資産の部合計は、7,849億75百万円(前連結会計年度比251億81百万円、3.10%減)となりました。また、純資産の状況については、平成20年9月及び平成21年3月に実施した増資により資本金は549億97百万円(前連結会計年度比165億83百万円、43.16%増)となりました。資本剰余金については、前述の増資により220億20百万円となりました。利益剰余金については、当期純損失を計上したことに伴い、582億74百万円となりました。以上の結果、純資産の部合計については、208億43百万円(前連結会計年度比45億6百万円、27.58%減)となりました。

経常収益は、法人のお客様向けのイーバンクジャストマッチ等により、受取内国為替手数料が堅調に推移し、証券口座入金サービス、公営競技への決済サービス等により口座振替手数料も堅調に推移いたしました。また、スポーツ振興くじ「toto」のインターネット販売取扱高の増加、VISAデビット機能付きキャッシュカード(以下「イーバンクマネーカード」という。)の発行枚数の増加、ATM利用手数料の有料化等により、その他役務取引等収益が伸びたことを背景として、電子決済サービス業務関連収益が増加しました。金融サービス販売業務収益は、外国為替証拠金取引の取扱手数料が好調だったものの、市況の低迷による投資信託販売の不振等により減少しました。また、運用調達業務においても、運用資産ポートフォリオの積み上げを行い資金運用収益は堅調に推移いたしました。また国債の売却によりその他業務収益が増加しましたが、市場環境の悪化による信託財産であるファンドオブファンズの運用成績の悪化によりその他経常収益が減少し、運用調達業務関連収益は減少しました。結果として、経常収益は215億68百万円(前連結会計年度比32億59百万円、17.80%増)となりました。

一方、経常費用は、経費削減により営業経費が減少したものの、預金量の増加・社債の発行により資金調達費用が増加し、業容の拡大に伴い役務取引等費用が増加しました。加えて、当行の保有する外国債券等の減損・評価損等によりその他業務費用が、株式等の売却損や減損、不動産価格の下落による貸倒引当金の増加等により、その他経常費用が、それぞれ顕著に増加いたしました。これらの結果として、経常費用は561億68百万円(前連結会計年度比153億22百万円、37.51%増)となりました。その結果、経常損失は345億99百万円(前連結会計年度は225億35百万円の経常損失)となりました。特別損失は、偶発損失に備えるための引当金の繰入れ等により4億23百万円(前連結会計年度比5億18百万円、55.06%減)となりました。その結果、税金等調整前当期純損失は350億22百万円(前連結会計年度は234億77百万円の税金等調整前当期純損失)、当期純損失は348億66百万円(前連結会計年度は234億3百万円の当期純損失)となりました。

連結自己資本比率(国内基準)については、自己資本額は、当期純損失、増資、自己資本控除対象投資資産の売却・償還により274億66百万円となった一方で、リスク・アセット等については、投資ポートフォリオの変動、業

容の拡大、担保差入資産の増加等により2,117億円となったことから、連結自己資本比率は12.97%、Tier 比率は9.01%となりました。

・キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純損失を計上したことや貸出金の増加等により、1,747億15百万円の支出（前連結会計年度は2,701億31百万円の収入）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券売却及び償還により1,554億7百万円の収入（前連結会計年度は3,167億5百万円の支出）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、平成20年9月及び平成21年3月に実施した増資により331億65百万円の収入（前連結会計年度比46.72%増）となりました。以上の結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物の増加額は138億57百万円（前連結会計年度は239億70百万円の減少）となり、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は681億99百万円（前連結会計年度比25.50%増）となりました。

(1) 国内・海外別収支

当行グループは主たる業務を国内で行っております。

当連結会計年度における国内収支は、資金運用収益が78億16百万円(前連結会計年度比8.96%増)、資金調達費用が63億97百万円(前連結会計年度比52.67%増)となった結果、資金運用収支は14億19百万円(前連結会計年度比52.43%減)となりました。

役務取引等収益が101億39百万円(前連結会計年度比24.19%増)、役務取引等費用が38億48百万円(前連結会計年度比17.96%増)となった結果、役務取引等収支は62億91百万円(前連結会計年度比28.34%増)となりました。

その他業務収益が33億91百万円(前連結会計年度比292.93%増)、その他業務費用が173億82百万円(前連結会計年度比33.38%増)となった結果、その他業務収支は 139億90百万円(前連結会計年度は 121億68百万円)となりました。

当連結会計年度における海外収支は、ファンド管理会社であるeBANK Capital Management (Cayman) Ltd.において、同社が管理するファンドからの管理報酬であります。

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	2,983	—	2,983
	当連結会計年度	1,419	—	1,419
うち資金運用収益	前連結会計年度	7,173	—	7,173
	当連結会計年度	7,816	—	7,816
うち資金調達費用	前連結会計年度	4,190	—	4,190
	当連結会計年度	6,397	—	6,397
役務取引等収支	前連結会計年度	4,901	55	4,957
	当連結会計年度	6,291	35	6,326
うち役務取引等収益	前連結会計年度	8,164	55	8,219
	当連結会計年度	10,139	35	10,175
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,262	—	3,262
	当連結会計年度	3,848	—	3,848
その他業務収支	前連結会計年度	12,168	0	12,168
	当連結会計年度	13,990	0	13,990
うちその他業務収益	前連結会計年度	863	—	863
	当連結会計年度	3,391	—	3,391
うちその他業務費用	前連結会計年度	13,031	0	13,031
	当連結会計年度	17,382	0	17,382

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」といいます。)であります。

2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」といいます。)であります。

3. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度 4 億54百万円、当連結会計年度 1 億14百万円)を控除しております。

4. 連結会社間の取引に関する収益・費用につきましては相殺消去の上、記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当行グループは主たる業務を国内で行っております。

当連結会計年度における国内の資金運用 / 調達については、資金運用勘定平均残高が7,778億81百万円(前連結会計年度比31.54%増)、利回りは1.00%(前連結会計年度は、1.21%)となり、資金調達勘定平均残高が、7,732億10百万円(前連結会計年度比36.19%増)、利回りは0.82%(前連結会計年度は0.73%)となりました。

当連結会計年度における海外の資金運用 / 調達については、該当事項はありません。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	591,351	7,173	1.21
	当連結会計年度	777,881	7,816	1.00
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	1,352	29	2.16
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	486,055	5,938	1.22
	当連結会計年度	684,142	6,585	0.96
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	37,005	207	0.56
	当連結会計年度	16,620	74	0.45
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	84	0	0.52
うち買入金銭債権	前連結会計年度	32,605	954	2.92
	当連結会計年度	38,095	1,074	2.82
うち預け金	前連結会計年度	35,684	73	0.20
	当連結会計年度	37,585	51	0.13
資金調達勘定	前連結会計年度	567,734	4,190	0.73
	当連結会計年度	773,210	6,397	0.82
うち預金	前連結会計年度	567,638	4,189	0.73
	当連結会計年度	763,210	5,807	0.76
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	68	0	0.53
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち社債	前連結会計年度	27	—	—
	当連結会計年度	10,000	589	5.89

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度217億21百万円、当連結会計年度203億95百万円)を控除しております。

4. 「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度622億34百万円、当連結会計年度139億50百万円)及び利息(前連結会計年度4億54百万円、当連結会計年度1億14百万円)を控除しております。

5. 連結会社間の取引に関する債権・債務及び収益・費用につきましては相殺消去の上、記載しております。

6. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したもの及び、分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン及び 買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買入金銭債権	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

- (注) 1. 平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
2. 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。
3. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度82百万円、当連結会計年度1億25百万円）を控除してあります。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	591,351	7,173	1.21
	当連結会計年度	777,881	7,816	1.00
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	1,352	29	2.16
うち商品有価証券	前連結会計年度	0	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	486,055	5,938	1.22
	当連結会計年度	684,142	6,585	0.96
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	37,005	207	0.56
	当連結会計年度	16,620	74	0.45
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	84	0	0.52
うち買入金銭債権	前連結会計年度	32,605	954	2.92
	当連結会計年度	38,095	1,074	2.82
うち預け金	前連結会計年度	35,684	73	0.20
	当連結会計年度	37,585	51	0.13
資金調達勘定	前連結会計年度	567,734	4,190	0.73
	当連結会計年度	773,210	6,397	0.82
うち預金	前連結会計年度	567,638	4,189	0.73
	当連結会計年度	763,210	5,807	0.76
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	68	0	0.53
	当連結会計年度	—	—	—
うち売現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引受 入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち社債	前連結会計年度	27	—	—
	当連結会計年度	10,000	589	5.89

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度218億3百万円、当連結会計年度205億20百万円)を控除しております。

3. 「資金調達勘定」は金銭の信託見合額の平均残高(前連結会計年度622億34百万円、当連結会計年度139億50百万円)及び利息(前連結会計年度4億54百万円、当連結会計年度1億14百万円)を控除しております。

4. 連結会社間の取引に関する債権・債務及び収益・費用につきましては相殺消去の上、記載しております。

5. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したもの及び、分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当行グループは主たる業務を国内で行っております。

当連結会計年度における国内の役務取引については、役務取引等収益が101億39百万円(前連結会計年度比24.19%増)、役務取引等費用は38億48百万円(前連結会計年度比17.96%増)となり、役務取引等収支は62億91百万円(前連結会計年度比28.34%増)となりました。

当連結会計年度における海外の役務取引については、eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.の管理するファンドからの管理報酬であります。

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	8,164	55	8,219
	当連結会計年度	10,139	35	10,175
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち為替業務	前連結会計年度	2,172	—	2,172
	当連結会計年度	2,608	—	2,608
うち口座振替業務	前連結会計年度	1,352	—	1,352
	当連結会計年度	1,832	—	1,832
うち口座開設管理業務	前連結会計年度	176	—	176
	当連結会計年度	334	—	334
うち代理業務	前連結会計年度	104	—	104
	当連結会計年度	102	—	102
うちコンサルティング等業務	前連結会計年度	46	—	46
	当連結会計年度	19	—	19
うち有価証券元引受業務	前連結会計年度	184	—	184
	当連結会計年度	31	—	31
うちカード関連業務	前連結会計年度	676	—	676
	当連結会計年度	1,116	—	1,116
うち金融商品販売手数料	前連結会計年度	803	—	803
	当連結会計年度	365	—	365
役務取引等費用	前連結会計年度	3,262	—	3,262
	当連結会計年度	3,848	—	3,848
うち為替業務	前連結会計年度	1,041	—	1,041
	当連結会計年度	1,274	—	1,274
うちATM支払手数料	前連結会計年度	1,988	—	1,988
	当連結会計年度	2,126	—	2,126

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。
3. 連結会社間の取引に関する収益・費用につきましては相殺消去の上、記載しております。

(4) 国内・海外特定取引の状況
該当事項はありません。

(5) 国内・海外別預金残高の状況
○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	758,972	—	758,972
	当連結会計年度	734,285	—	734,285
うち流動性預金	前連結会計年度	198,657	—	198,657
	当連結会計年度	278,950	—	278,950
うち定期性預金	前連結会計年度	525,642	—	525,642
	当連結会計年度	401,593	—	401,593
うちその他	前連結会計年度	34,671	—	34,671
	当連結会計年度	53,741	—	53,741
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
総合計	前連結会計年度	758,972	—	758,972
	当連結会計年度	734,285	—	734,285

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。
3. 流動性預金 = 普通預金
4. 定期性預金 = 定期預金
5. 連結会社間の取引に関する債権・債務につきましては相殺消去の上、記載しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年3月31日		平成21年3月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	—	—	94,700	100.00
金融・保険業	—	—	94,000	99.26
不動産業	—	—	700	0.74
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	—	94,700	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。
2. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したもの及び、分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。

外国政府等向け債権残高(国別)
該当事項はありません。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	577,180	—	577,180
	当連結会計年度	423,001	—	423,001
地方債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	7,023	—	7,023
短期社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
社債	前連結会計年度	56,132	—	56,132
	当連結会計年度	44,350	—	44,350
株式	前連結会計年度	135	—	135
	当連結会計年度	26	—	26
その他の証券	前連結会計年度	35,028	—	35,028
	当連結会計年度	50,103	—	50,103
合計	前連結会計年度	668,476	—	668,476
	当連結会計年度	524,504	—	524,504

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2. 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。
3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
4. 連結会社間の資本取引につきましては、相殺消去の上、記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	4,295	6,285	1,990
経費(除く臨時処理分)	14,044	11,930	2,114
人件費	1,931	1,887	43
物件費	11,627	9,433	2,193
税金	486	609	122
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前) (は業務純損失)	18,340	18,216	124
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前) (は業務純損失)	18,340	18,216	124
一般貸倒引当金繰入額	679	3,506	2,826
業務純益(は業務純損失)	19,019	21,722	2,702
うち債券関係損益	2,124	2,402	277
実質業務純益(は実質業務純損失)	20,316	23,340	3,024
臨時損益	3,561	12,799	9,238
株式関係損益	1,463	2,358	895
金銭の信託運用損益	1,296	1,618	321
うち金銭の信託運用見合費用	454	114	339
不良債権処理損失	1,010	8,350	7,340
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	1,010	8,350	7,340
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	208	472	680
経常利益(は経常損失)	22,580	34,521	11,940
特別損益	1,004	409	594
うち固定資産処分損()	972	409	562
税引前当期純利益(は税引前当期純損失)	23,585	34,931	11,346
法人税、住民税及び事業税	6	8	2
法人税等調整額	—	—	—
法人税等合計	—	8	—
当期純利益(は当期純損失)	23,591	34,940	11,348

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 実質業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額 + 金銭の信託運用損益
金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、金銭の信託は当行の主要な投資対象の一つであるため、実質業務純益の算定上加算しております。

4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償却

7. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	1,726	1,685	41
退職給付費用	15	14	0
福利厚生費	188	187	1
減価償却費	2,341	2,104	237
土地建物機械賃借料	977	939	37
営繕費	449	451	2
消耗品費	267	150	117
給水光熱費	17	11	5
旅費	37	22	15
通信費	798	519	279
広告宣伝費	910	176	733
租税公課	486	609	122
その他	5,826	5,058	768
計	14,044	11,930	2,114

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.21	1.00	0.21
(イ)貸出金利回	—	2.16	2.16
(ロ)有価証券利回	1.22	0.96	0.26
(2) 資金調達原価	3.20	2.36	0.84
(イ)預金等利回	0.73	0.76	0.03
(ロ)外部負債利回	0.53	5.89	5.36
(3) 総資金利鞘	-	1.36	0.63

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したものと及び、分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。

3. ROE(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	—	—	—
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	—	—	—
業務純益ベース	—	—	—
当期純利益ベース	—	—	—

(注) 1. 前事業年度及び当事業年度については、業務純損失(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)、業務純損失(一般貸倒引当金繰入前)及び業務純損失を計上しているため、業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)、業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)及び業務純益ベースのROE(単体)は記載しておりません。

2. 前事業年度及び当事業年度については、当期純損失を計上しているため、当期純利益ベースのROE(単体)は記載しておりません。

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	760,198	735,069	25,128
預金(平残)	630,574	778,202	147,628
貸出金(末残)	—	94,700	94,700
貸出金(平残)	—	1,352	1,352

(注) 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したもの及び、分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	735,382	699,376	36,006
法人	24,816	35,693	10,877
合計	760,198	735,069	25,128

(3) 消費者ローン残高

該当事項はありません。

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	—	94,700	94,700
総貸出金残高	百万円	—	94,700	94,700
中小企業等貸出金比率	/ %	—	100.00	100.00
中小企業等貸出先件数	件	—	2	2
総貸出先件数	件	—	2	2
中小企業等貸出先件数比率	/ %	—	100.00	100.00

(注) 1. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

2. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したもの及び、分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

該当事項はありません。

6. 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	7,893	1,054,658	9,630	1,412,214
	各地より受けた分	9,949	1,107,524	11,310	1,194,641
代金取立	各地へ向けた分	—	—	—	—
	各地より受けた分	—	—	—	—

(注) 当行は代金取立を行っておりません。

7. 外国為替の状況(単体)

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年3月31日 金額(百万円)	平成21年3月31日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	38,414	54,997
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	5,437	22,020
	利益剰余金	23,408	58,274
	自己株式()	113	114
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額()	—	—
	その他有価証券の評価差損()	4,636	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	643	455
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額()	—	—
	のれん相当額()	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	16,336	19,083
	繰延税金資産の控除金額()	—	—
	計 (A)	16,336	19,083
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	934	1,323
	負債性資本調達手段等	8,168	9,541
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	8,168	9,541
	計	9,102	10,864
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	9,102	10,864
	控除項目(注4) (C)	7,239	2,482
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	18,199	27,466
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	140,279	196,961
	オフ・バランス取引等項目	6,930	8,075
	信用リスク・アセットの額 (E)	147,210	205,036
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) (F)	9,013	6,663
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	721	533
計(E) + (F) (H)		156,224	211,700
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		11.64	12.97
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		10.45	9.01

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成20年 3月31日 金額（百万円）	平成21年 3月31日 金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	38,414	54,997
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	16,583
	その他資本剰余金	5,437	5,437
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	23,591	58,532
	その他	—	—
	自己株式（ ）	—	1
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（ ）	—	—
	その他有価証券の評価差損（ ）	4,636	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額（ ）	—	—
	のれん相当額（ ）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	15,623	18,484
	繰延税金資産の控除金額（ ）	—	—
	計（A）	15,623	18,484
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
	うち海外特別目的会社が発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	934	1,346
	負債性資本調達手段等	7,811	9,242
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	7,811	9,242
控除項目	計	8,746	10,589
	うち自己資本への算入額（B）	8,746	10,589
自己資本額	控除項目（注4）（C）	7,239	2,482
	（A）＋（B）－（C）（D）	17,129	26,590
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	141,009	197,564
	オフ・バランス取引等項目	6,930	8,075
	信用リスク・アセットの額（E）	147,940	205,639
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）／8％）（F）	8,933	9,878
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	714	790
	計（E）＋（F）（H）	156,873	215,519
単体自己資本比率（国内基準）＝D／H×100（％）		10.91	12.33
（参考）Tier 1比率＝A／H×100（％）		9.95	8.57

（注）1．告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び未収金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成20年3月31日	平成21年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	7
要管理債権	—	—
正常債権	—	940

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 中核的戦略（稼働顧客口座数の増加）

当行グループの収益力を向上させ、同時に成長力を維持するためには、稼働口座数の増加が極めて重要となります。当行グループは、迅速かつ簡便な顧客口座開設フローの確立、提携戦略及びブランディング戦略による効果的なマーケティング方法の採用等により稼働顧客口座数の増加を図ります。また顧客ニーズにあわせたサービスの提供、クロスセルによる口座稼働率の向上を図ることによって、電子決済件数や流動性預金残高を増加させ、その結果として、それらに伴う手数料や運用収益を増加させることで、当行グループの収益性の向上を図ります。さらに、経費率低減効果による、電子決済サービス及び金融サービスの競争力の一層の向上を通じ、稼働顧客口座数のさらなる増加を実現するというバリュー・チェーンを、確立・強化してまいります。

(2) ローン事業の一層の収益強化

当行は、銀行業の免許に付された条件に基づき、預金担保の当座貸越を除く一般的な貸出業務等は出来ませんでした。平成20年9月10日に金融庁より保証付個人向け無担保貸出業務について承認され、また平成21年3月26日には個人向け与信業務（事業の用に供するための資金に係るものを除く）について承認されました。

当行は、顧客サービスの拡充および運用手段の多様化を目的として検討を進めてきましたが、楽天クレジットとの間で平成21年2月13日付で締結した吸収分割契約に基づき、平成21年4月1日付で同社のカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含む。）を吸収分割により承継し、同事業を開始しております。

カードローンの取扱は、分散した運用資産ポートフォリオを構築するだけでなく安定的な収益に結びつくと考えており、より一層の良質な個人ローン残高の積上げによる収益の増強が極めて重要となります。

(3) 全業務に係る課題

基礎収支の黒字化

当行グループは、市場リスクに影響されない基礎収支の安定的な黒字化を全社的な経営課題の一つとして位置づけており、その実現に向けて手数料収入の増強、営業経費の削減、新しい収益の柱の育成等に取り組んでおります。

システムのセキュリティ、キャパシティ、及びスケーラビリティの確保

インターネット専業銀行である当行にとって、システムの対応能力（キャパシティ）や拡張性（スケーラビリティ）を確保し、急激に増加する顧客口座数や電子決済件数を安定的に処理していくことや、いわゆるサイバー犯罪等に対して顧客の資産を安全に保護すること（セキュリティ）は、極めて重要な課題であり、そのための先端技術の取り組み等については、不断の努力が必要です。当行グループは引き続き、こうしたシステム分野に十分な資源配分を行い、当行システムのセキュリティ、キャパシティ及びスケーラビリティの確保・拡充に、全力を挙げて取り組んでいきます。

組織体制及び内部統制の充実

経営環境の変化に迅速かつ的確に対応する業務運営体制、並びに経営執行の公正性及び透明性を確保する経営監視機能の強化を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。また、当行は平成18年5月12日開催の取締役会において、情報管理、リスク管理、財務報告、適時開示、内部監査、業績管理、コンプライアンス、監査役監査の充実等に関する内部統制システムを構築することを決議し、その後、体制充実の状況等に応じ、所要の改訂を加えております。内部統制システムの整備のため、法務・コンプライアンス部門、リスク管理部門、内部監査室等の体制の強化等を通じ、拡大する業容への対応を図るとともに、法令等遵守及びリスク管理については経営上の最優先課題として取り組み、役職員ひとりひとりが銀行としての公共的使命を自覚し行動する企業風土を醸成してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下に、当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると思われる主な事項を記載しておりますが、全てのリスク要因を網羅しているとは限りません。本項においては将来に関する情報が含まれておりますが、当該事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際に将来発生する結果と異なる可能性があります。

(1) 経営成績及び財政状態の推移について

当行及び当行グループの経営成績の推移は、「第1 1 主要な経営指標等の推移」に記載の通りであり、平成17年度には経常利益及び当期純利益を計上しましたが、他の連結会計年度については経常損失及び当期純損失を計上しています。これらは、恒常的な設備投資に係る償却負担、顧客稼動口座数が採算ラインに達しないこと、運用業務の不調、システムの保守・運用費負担、及びカスタマー・センターの運営費負担といった要因によるものです。当連結会計年度においては、電子決済サービス業務及び金融サービス販売業務の収益が大幅に増加いたしました。運用調達業務については、当行の保有する外国債券等の減損・評価損等によりその他業務費用が、ファンド等の運用成績の悪化、株式の減損及び貸倒引当金の増加等によりその他経常費用が、業務の拡大により営業経費が増加した結果、連結経常損失を計上しております。

また、平成20年9月及び平成21年3月に自己資本の拡充を目的とした第三者割当増資や株主割当増資を行っております。なお、平成21年6月29日開催予定の定時株主総会において減資に関する議案が承認された場合、当連結会計年度末までの繰越損失は全て解消される見込みであります。

今後も、収益力の向上等に注力し、経常利益及び当期純利益の計上に努める所存であります。本項に述べるものをはじめとする様々な不確実性により、経常利益又は当期純利益が早期に計上されない可能性又は繰越損失が早期に解消しない可能性があります。

(2) 当行グループの事業に関するリスク

電子決済サービス業務に関するリスク

当行グループは、電子決済サービス業務においては、稼動口座数の増加が極めて重要であると考えています。さらに、顧客ニーズにあわせたサービスの提供、クロスセルによる口座稼働率の向上を図ることなどによって、電子決済件数や流動性預金残高を増加させ、その結果として、それらに伴う手数料や運用収益が増加すると考えております。当行グループでは、常に顧客ニーズ、事業環境等をリサーチし、収益増加に向けた諸施策を実施していますが、以下の各要因をはじめとする予測し得ない事業環境の変化や外部要因等が生じた場合、またはこれら諸施策が全く又は十分に奏功しない場合には、当行グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

- ・稼動口座数が当行グループの予想通り増加しないこと、口座数の増加に伴うマーケティングや資金調達にかかる費用が著しく増加すること、口座数の増加が電子決済件数や流動性預金残高を増加に繋がらないことなどにより、電子決済サービス業務に関する収益増加が達成されない場合
- ・当行の発行するデビットカード等のリアル決済における電子決済サービスへのニーズが当行グループの予測を下回る場合、競合他社による同種の機能を有するカードに比して当行カードの優位性が認められない場合等
- ・電子決済サービス分野における従来の競合他社に加え、他業種企業等による新規参入や新たな技術の登場等により、同分野における競争が激化した場合
- ・当行は日本銀行に当座預金口座を有しないため、内国為替制度に基づく加盟銀行間での日本銀行当座預金口座上の決済が行えず、株式会社西日本シティ銀行に銀行間決済の代行業務を委託しておりますが、同行のシステムや業務に何らかの障害が発生した場合又は何らかの理由により同行への銀行間決済の代行業務の委託ができなくなる場合
- ・当行は独自のATM網を有せず、株式会社セブン銀行及び株式会社ゆうちょ銀行と、それぞれATMの利用に係る契約を締結しており、当行の顧客はそれらのATMを利用して当行口座の入出金が行えますが、これらの金融機関等との関係が悪化した場合又はこれらの業務もしくはシステムに支障が生じた場合
- ・当行グループが外部委託先に委託している業務について、業務委託先が委託業務を適切に執り行わなかった場合、何らかの理由により当行グループに対するサービスを停止し、当行グループが速やかに代替策を講じることが出来ない場合
- ・当行と契約する第三者が行う、当行口座開設への誘導等を推進することを目的とした当行サービスに関する告知や広報等について、当該第三者が銀行法や金融商品取引法等により禁止されている行為を行った場合
- ・当行グループ及び当行サービスを利用する顧客によって、知的財産権の侵害・被侵害行為がなされた場合

金融サービス販売業務に関するリスク

当行グループにおいては、金融サービス販売業務としてインターネットを通じて投資信託等の金融商品を販売しておりますが、近年、インターネットを通じた投資信託等金融商品の販売業務については、従来の金融機関のみならず他業種企業グループも参入しており、激しい競合状態にあります。こうした事業環境において、顧客の要望する手数料やサービスの提供、サービスの質、システムに対する信頼性等について、当行グループが競合企業に対する競争優位性を確保できなかった場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

運用調達業務に関するリスク

当行グループにおいては、有価証券が当行グループの運用資産の大宗を占め、又は運用収益に重要な影響を与えております。かかる運用資産は、流動性を補完することを主目的とする資産と、収益の獲得を主目的とする資産に分類され、債券、株式、ファンド、証券化・流動化商品等の多様な金融商品での運用を行っております。当行では、ALMの観点及び銀行業務としての公共性に鑑み、証券化・流動化商品等の裏付資産が偏在しないような基準を設け、実行ごとにチェックを実施しておりますが、金融商品の運用による収益は、金利、外国為替、市場変動、債務者の信用リスク等により大きく影響を受けることがあり、これらの運用により当行グループが損失を計上しない保証はなく、以下要因により、当行グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

・運用に係る意思決定態勢・手続きに関するリスク

当行における資産運用及びその回収は、当行の職務分掌に従い、社内の会議体での議論を経て、意思決定がなされます。かかる意思決定態勢・手続きの整備に継続して努めるものの、結果的に当行の経営陣の意思決定に十分な牽制又は抑制が働かない場合、当行グループの運用について適切な意思決定がなされないおそれがあります。

・証券化・流動化商品等の運用に伴うリスク

当行グループは、運用調達業務において、各種不動産物件、消費者ローン等の貸付債権、信用デリバティブ、及びその他の債券等を裏付資産とする証券化・流動化商品で、預金残高の一定割合を運用しています。投資の実行に際しては、十分な審査を実施するとともに、取得した商品の裏付資産についても、定期的なモニタリングを実施しておりますが、これらの運用により損失を計上しない保証はありません。また、景気動向、金利動向等、の各種経済条件の変動や法規制の変更、地震等の自然災害の発生等により、証券化・流動化商品の裏付資産のキャッシュ・フローが悪化した場合や当該裏付資産の資産価値が毀損した場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

・運用資産が予定どおり積み上がらないリスク

当行グループは、運用調達業務を主要な業務の一つと位置付け、将来の収益計画を設定したうえで、運用業務を遂行しております。しかし、収益計画の達成の成否は、景気動向、証券市場全体の動向、金利動向、対象資産の価値変動、当行の運用案件組成状況、自己資本比率規制からの制約等の複数の要因に大きく左右されます。したがって、収益計画の作成の際に想定した様々な前提条件の動向により、当行の運用業務の収益性が大きく変動し、当行グループの業績が悪影響を受ける可能性があります。

・市場流動性の低い時価のある有価証券に関するリスク

有価証券の時価は債券及び株式市場の動向により変動し、運用先の業績不振、債券及び株式市場における市況の悪化等により評価損が発生する可能性があります。なお、有価証券の時価については、当行は会計基準に従い算定の評価基準を設け時価評価の客観性及び公正性の確保に努めておりますが、対象となる有価証券の時価の中にはその算定が複数の要因に大きく左右されるものがあり、当行が使用する時価と実際の市場価格との間で乖離が生じるおそれがあります。

・市場・信用リスク管理方針が有効に機能しないリスク

当行グループの市場・信用リスク管理手法には、過去の市場動向の観測に基づくものがあるため、将来のリスク量を正確に把握できない可能性があります。世界的に不安定な金融市場の影響により、市場・信用リスクに急激な変化が生じており、過去の市場動向の観測によっては将来のリスクを正確に把握することが困難な状況が増加しており、急激に変化する市場・信用リスクに適時適切に対応することができない可能性があります。

貸出業務取扱いに関するリスク

当行グループは、監督官庁より平成20年9月10日付で保証付個人向け無担保貸出業務に係る承認を受けたことにより、平成21年4月1日より保証付個人向け無担保貸出業務を開始しておりますが、同事業におけるリスクとしては、競争関係にある内外の銀行、ノンバンク等との競争が激化した場合の事業の縮小、各金融機関による貸出方針の変更による貸出先の破綻に伴い不良債権残高及び与信関連費用が増加する可能性があります。また、貸出債権については保証会社による保証を付帯した上で信用リスクに応じ自己査定基準、貸倒引当基準に基づき引当金計上しておりますが、経済動向の悪化、会計基準の変化、保証会社の信用状況の変化、保証履行状況の変化により貸倒引当金及び保証料等与信関連費用が増加する可能性があります。当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

システムセキュリティに関するリスク

当行グループは、PC又は携帯端末によるインターネット経由の様々なサービスを展開しており、以下の事項をはじめとする様々な要因により当行グループ事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

- ・システムの技術変化等への未対応
- ・災害等によるシステム障害
- ・システムセキュリティ等の対応不足

当行グループのサービス分野においては、技術分野における進歩及び変化は著しく、これらの変化に対応していくため、継続的なシステム投資を行っております。

当行グループ事業のサービスは、全てシステムを経由して行われており、システムに障害が発生した場合に備え、ネットワーク・ハード機器を二重に装備するとともにバックアップセンターを設置し、緊急時におけるシステム障害のリスクを軽減しております。また、当行顧客口座への不正アクセスや、個人情報の漏洩等の違法行為に備えた社内規程や事務手続を策定した上で、システムセキュリティ強化に不断の

努力を行っております。

しかしながら、システム開発の遅延、ハードウェア又はソフトウェアの欠陥、怠業又は破壊行為、サイバー攻撃等の様々な要因によりシステムに重大な障害が発生した場合には、当行グループの収益機会の喪失、レピュテーションの低下、監督官庁からの行政処分などにより、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

法規制に関するリスク

当行および当行グループは、会社法や独占禁止法等の会社経営に係る一般的な法令諸規制に加え、銀行法、金融商品取引法、貸金業法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用の下、金融当局の許認可を取得して、その監督を受けて業務を行っております。

当行及び当行グループが業務を行うために必要な許認可につき、将来、何らかの事由により業務の停止等又は免許等の取消があった場合、また、法令諸規則、監督官庁の政策、規制、監督指針が新設され、又は当行および当行グループにとって不利益な変更が行われた場合には、当行および当行グループの事業や業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

業務範囲の拡大に関するリスク

当行グループは、法令等の許す範囲内で、その人的・物的資源を活用して、現在行っている業務以外の方針にも業務範囲を拡大していく予定です。拡大された業務範囲については、全く経験がないか、又は限定的な経験しか有していないことがあり、業務範囲の拡大に伴う制約もしくはリスクの分析又はその対応に問題がある場合は、当該業務を行うことができない又は当該業務において損失を被る可能性があります。また、必要な許認可取得の遅れその他の理由により当行グループの業務範囲の拡大が想定どおりに進展しない場合、又は競争の激化等により拡大した業務の収益性が悪化した場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

リスク管理態勢の限界

当行グループは、リスクの管理方針等を定めた社内規程を取締役会において制定し、同規程に従い、個別のリスク管理に関する各種規程・細則を制定し、これらの規程等にしがって業務を遂行しております。

当行グループでは、総合的なリスク管理態勢をとっており、担当役員統括の下、当行グループの総合的なリスクを、定期的に社内の会議体で報告しております。一方、システム障害や災害の発生時の対応方針については、別途社内規程を定め、不測の事態においても銀行としての公共的使命を全うすべく、万全を期しております。

以上のように、当行グループはリスク管理の観点から必要十分な態勢を構築していると認識しておりますが、当行グループに係る多様なリスクの全てに完全に対応できるとの保証はなく、当行グループの想定しないリスクが発生した場合、又はリスクに対する十分な対応ができない場合には、当行グループの業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

内部統制システムに関するリスク

当行グループは、健全性の強く要求される銀行業務を行いつつ、更に業務を充実・拡大する予定です。したがって、当行グループとしては、最大限の注意を払ってリスク管理態勢等の内部統制システムを整えており、また今後も業務の充実・拡大に合わせて整えていく所存です。しかし、必ずしもかかる内部統制システムが十分に機能しない可能性があります。

風評リスク

当行は顧客の預金を預かる銀行として高い信頼を維持することが求められおり、当行グループのレピュテーションが何らかの形で低下した場合、当行グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。特に当行グループが業務を展開するインターネットの世界では、各種行動の自由度が高く、かつインターネット上における発言は短時間で多数の閲覧者に伝播するため、当行グループのレピュテーションに悪影響を及ぼす発言行動がネット上に流布した場合には、当行グループ又は当行株式等のレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、インターネット上での発言行動は匿名性が高い状態で行えるため、発信者を特定することが困難な場合があり、当行グループが発信者に対して十分な責任追及をなし得ない可能性があります。

(3) その他のリスク

ストック・オプション等について

当行グループは、役員及び従業員等に対し、当行グループの経営への参画意識を高めるため、ストック・オプションを付与しております。当行グループは、ストック・オプション制度を継続する方針であり、これらのストック・オプションが行使された場合、1株当たり株式価値を希薄化させる可能性があります。

なお、当該ストック・オプション制度による当行グループの役員及び従業員等に対し付与された新株予約権（及び新株引受権）の目的となる株式の当連結会計年度末の合計数は、60,650個であります。

配当について

当行は、設立以降当事業年度末まで繰越損失が残っており、これまで配当を行った実績はありません。将来の配当については、当行の業績等を勘案し、内部留保の充実を通じた企業価値向上による株主への利

益還元とのバランスに留意しながら、総合的に決定していく所存です。

本日現在、平成21年6月29日開催予定の定時株主総会において減資に関する議案が承認された場合、当事業年度末までの繰越損失は全て解消される見込みであります。平成21年度以降の事業年度において恒常的に当期純利益を計上し、配当を行える保証はありません。

株主間契約の存在等について

当行の知る限り、本日現在、当行の株主間で当行の議決権行使や株式譲渡等に関する合意は存在しません。ただ、このような合意が存在する可能性は完全に否定できるものではなく、かかる合意が存在する場合には、当行グループの経営方針や事業運営等が影響を受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 当行と株式会社西日本シティ銀行との代行決済業務委託契約

全国銀行内国為替制度に加盟するにあたり、同制度における個別接続代行決済業務を委託するため、当行は、株式会社西日本シティ銀行（以下「西日本シティ銀行」といいます。）との間で平成17年6月30日に代行決済業務委託契約（事後の修正をふくみます）を締結しております。

代行決済業務委託契約の概要は、次のとおりであります。

西日本シティ銀行の役割

西日本シティ銀行は、代行決済受託金融機関として、当行の為替貸借を、自らの為替貸借として決済します。

当行の担保提供義務

当行の仕向超過限度額（全国銀行データ通信センター（以下「全銀センター」といいます。）に送信済みの仕向為替取引金額と全銀センターより受信済みの被仕向為替取引金額との差額の限度額）を200億円に設定し、当行は西日本シティ銀行との為替決済に係る債務の担保として同限度額の現金又は国債を西日本シティ銀行に差し入れております。

契約期間

代行決済業務委託契約の契約期間は、契約締結日から1年間とし、いずれかより期間満了の1ヶ月前までに更新拒絶の通知がない限り、同一条件で1年間更新され、以後同様に取扱われます。

(2) VISAプリンシパル・メンバーシップ契約

当行は、平成18年2月21日、VISAとの間でメンバーシップ及び商標ライセンス契約を締結しております。当行は、かかる契約により、VISAの「プリンシパル・メンバー」の資格を取得いたしました。この資格によって、当行は、VISAの「プリンシパル・メンバー」として、VISAの全てのプロダクトにおけるカード発行及び加盟店業務等を行うことができます。なお本契約に期間の定めはありません。

(3) ユーシーカード株式会社及び株式会社NTTデータとのビザ・デビットカードに関する事業についての基本合意並びにユーシーカード株式会社とのシステムインフラ発注契約の締結

当行は、平成18年6月28日、ユーシーカード株式会社（以下「ユーシーカード」という。）及び株式会社NTTデータ（以下「NTTデータ」という。）との間で、リアル決済チャネルを構築するため、当行のビザ・デビットカードの発行に必要な業務委託に関する契約及びNTTデータが開発するシステムの利用に係る契約の締結に向けて基本的合意を締結いたしました。

また、当行は、平成18年6月28日、ユーシーカードとの間で、上記基本合意に基づく業務委託に先だち必要となるシステムインフラの開発を発注する旨の発注契約書を締結しております。

(4) 株式会社アイワイバンク銀行（現株式会社セブン銀行）とのATMに関する業務提携及び業務委託

当行は、平成15年8月14日、株式会社アイワイバンク銀行（現株式会社セブン銀行）との間でATMに関する業務提携契約書及び業務委託契約書を締結しております。本契約の有効期間は、平成18年3月末までですが、更新拒絶がない限り、さらに1年間自動更新され、以後同様に取扱われます。

(5) 日本郵政公社（現株式会社ゆうちょ銀行）とのATMの利用に関する契約

当行は、平成15年7月15日、日本郵政公社（現株式会社ゆうちょ銀行）との間でATMの利用に関する契約書を締結しております。本契約の有効期間は、平成15年7月22日から1年間ですが、更新拒絶がない限り、さらに1年間自動更新され、以後同様に取扱われます。

(6) マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社との資本提携契約

当行は、平成19年4月24日、マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社（以下「MBH」といいます。）との間で、MBHの子会社であるマネックス証券株式会社（以下「マネックス証券」といいます。）と当行との業務提携を前提に、資本提携契約を締結しております。資本提携として、MBHは、当行株式32,500株を取得し、当行は、法令・関係諸規則等に照らして可能な範囲で、今後の業務提携の展開等に応じてMBH株式の取得を検討することとしました。また、資本提携に基づき、当行はマネックス証券へ、MBHは当行へ、各々取締役1名を派遣しておりますが、各々平成20年10月10日に派遣を終了しております。なお、資本提携契約の有効期間は、別途両社間で合意するまで継続することとしております。

(7) マネックス証券株式会社との業務提携契約

当行は、平成19年4月24日、マネックス証券株式会社（以下「マネックス証券」といいます。）との間で、両社間での商品・サービス展開上の協働に関する業務提携契約を締結しております。業務提携にあたり、平成22年6月30日までの間（両社が合意した場合には2年間延長されます）、当行はマネックス証券以外の証券会社のために証券仲介業（現金融商品仲介業）を営まないこと、マネックス証券は当行以外の銀行代理店とならないこととしました。なお、業務提携契約の有効期間は、かかる制限が終了した日の1年後の応答日までとしております。

また、当行は、平成19年8月24日、マネックス証券との間で、業務提携契約に基づき、マネックス証券のための証券仲介業務（現金融商品仲介業務）及び有価証券の売買の媒介並びに取次ぎ等に関する業務を受託するため、業務委託契約を締結しております。

(8) 日本政策投資銀行（現株式会社日本政策投資銀行）との連携協定書

当行は、平成19年5月18日、日本政策投資銀行との間で、相互の自主性を前提に、投融資商品開発及び資金調達・運用手段拡充等に関し、双方が求める知識、技術等の補完による相乗効果を発揮し、新たな事業展開を推進するために連携協定を締結しております。また、当行は、連携協定に基づき、日本政策投資銀行から取締役2名の派遣を受けております。なお、連携協定の有効期間は、平成20年3月末日までですが、更新拒絶がない限り、さらに1年間自動更新され、以後同様に取扱われます。

(9) NTTファイナンス株式会社との提携デビットカード発行ならびに専用支店に関する基本契約書等

当行は、平成21年1月7日、NTTファイナンス株式会社（以下「NTTファイナンス」といいます。）との間で、NTTファイナンスのVISAデビットカード機能と当行のキャッシュカード機能を併せ持つ一体型カードの発行並びに当行支店としてNTTファイナンス及びNTTファイナンスのグループ企業顧客向け専用支店の設置の実施に向けた取組を開始することに関する基本契約書を締結し、当該基本契約書に基づき、同日付で「カード発行に関する基本契約書」及び「専用支店に関する契約書」を締結しております。

これらの契約書の有効期間は、平成21年1月7日から平成22年3月31日までですが、更新拒絶がない限り、さらに1年間自動更新され、以後同様に取扱われます。

(10) 株式会社オーエムシーカードとのローン事業の業務提携に関わる協定書

当行は、平成20年8月29日、株式会社オーエムシーカード（以下「OMC」といいます。）との間で、当行を貸出とし、OMCが保証を行う消費者向け当座貸越商品及び消費者向け約定返済ローンに関するローン事業についての業務提携に関わる協定書を締結しております。

本協定書の有効期間は、平成20年8月29日から本協定書に基づき締結する正式契約（包括保証契約）の効力発生日までとし、包括保証契約の効力発生日まで中途解約できないものとしております。

(11) 楽天との資本・業務提携契約

当行は、平成20年9月4日に、楽天との間で資本・業務提携契約を締結しております。

資本・業務提携契約の概要は、次のとおりであります。

資本提携

楽天は、平成20年9月4日締結の契約において当行乙種優先株式666,000株の引受けを行うことに合意し、全額の払込みが履行されております。

なお、同社が引受けた乙種優先株式については、1株につき当行普通株式1株を対価とする取得請求権が付与されており、乙種優先株式666,000株については平成21年2月10日に普通株式の取得請求がなされております。上記資本・業務提携契約とは別に、当行は平成21年2月13日に、楽天との間で株式引受契約を締結し、楽天は、当行乙種優先株式333,000株の引受けを行うことに合意し、全額の払込みが履行されております。当該乙種優先株式333,000株については、平成21年3月27日に普通株式の取得請求がなされております。これらにより、当行の総株主の議決権の数に対する楽天が有する議決権の割合は平成21年3月31日現在58.80%となりました。

業務提携

1) 当行及び楽天は、決済連携、マーケティング、顧客誘導における提携、商品開発及び業務委託を含む両社グループとの業務提携について、真摯に検討することを合意しております。業務提携の対象及び条件については、両社が随時相互に提案することとし、当行はかかる提案の実現に向けて最大限努力することとしております。なお、かかる最大限の努力には、当行が、楽天グループとその他の第三者からそれぞれ、同等の条件による業務提携の提案を受けた場合には、楽天グループとの業務提携を優先して交渉すること（ただし、当行が楽天グループにくわえ、かかる第三者と業務提携を行うこと、若しくは合理的必要性があると楽天グループが認めた場合においてかかる第三者とのみ業務提携及びその交渉を行うことを否定するものではない。）を含むものとしております。また、かかる業務提携は相互に独占的又は排他的なものであると解されてはならないことを両社合意しております。

2) 当行及び楽天は、上記業務提携の一環として、平成20年9月4日、()楽天クレジットの事業又は資産の全部又は一部、()株式会社東京都民銀行が運営する東京都民銀行楽天支店に関する事業又は資産の全部又は一部を当行が譲り受けることについて、誠実に協議する旨の覚書を締結しております。本覚書の効力は、資本・業務提携契約が効力を有している限り存続するものとしております。なお、上記業務提携及び覚書に関し、当行は、平成20年11月13日付で、楽天及び楽天の子会社である楽天クレジットとの間で、個人向けローン事業の統合に向けて、当行が楽天クレジットの保有する営業用資産の全部又は一部を承継する旨の基本合意書を締結しております。

取締役及び代表取締役の指名

当行は、乙種優先株式の発行後、常に楽天が指名する者最低4名が当行の取締役として選任されるよう最大限努力し、また、楽天が指名する者1名を代表取締役社長に指名するものとしております。また、当行は、楽天の指名に基づき選定された代表取締役を、楽天の事前の書面による承諾なく解任しないものとしてお

ります。なお、この約定に基づき、楽天は國重惇史氏を代表取締役社長に指名し、同氏は平成20年9月29日付で代表取締役社長に就任しております。

契約期間

本契約に期間の定めはありません。ただし、上記 については、楽天の保有する当行の議決権数（ただし、ここでいう議決権数の計算においては、乙種優先株式が普通株式に転換されたものとみなします。）が減少した場合には、楽天が指名できる取締役及び代表取締役の員数が楽天の保有する当行の議決権数に応じて段階的に減少する形で効力を有するものとしております。

(12) 楽天クレジット株式会社との吸収分割契約書

当行は、楽天クレジットの有するカードローン事業における、顧客基盤、ノウハウ、インフラを承継すること、当行の個人向けローン事業の展開を、スピード感をもって行うことを目的として、平成21年2月13日付で楽天クレジットとの間で吸収分割契約書を締結し、同年3月19日付臨時株主総会での承認を経て、同年4月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって楽天クレジットのカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含みます。）に関する権利義務を承継しました。

この吸収分割に際し、当行は普通株式579,735株を発行（交付される当行の普通株式の数に關しては公正性・妥当性を確保する見地から、第三者機関に吸収分割会社との交渉及び協議において参考とすべき割当株式数の算定を依頼し、当該第三者機関はDividend Discount Model法（DDM法）を用いて、当行株主資本価値及び承継対象事業の事業価値を分析しこれらの分析結果に基づき参考とすべき割当株式数の算定を行い、その算定結果を基に、当行が吸収分割会社と慎重に交渉及び協議を行ったうえで決定しております。）し、吸収分割により承継した権利義務の代わりとして、その全部を楽天クレジットに交付し、楽天クレジットは効力発生日に当行より交付された普通株式の全てを、同社の唯一の株主である楽天に対し剰余金の配当として交付しました。当該吸収分割により資産990億37百万円及び負債940億37百万円を承継し、吸収分割承継会社である当行の資本金及び事業内容に変更はありません。

なお、吸収分割の効力発生日に剰余金の配当として楽天クレジットから楽天に対し当行普通株式が交付されたことに伴い、その時点で当行の総株主の議決権の数に対する楽天が有する議決権の割合は69.28%となっております。

(13) 楽天クレジット株式会社との業務提携契約

当行は、平成21年2月13日、楽天クレジットとの間で業務提携契約を締結しました。業務提携契約の概要は、次のとおりであります。

吸収分割の履行

当行及び楽天クレジットは、吸収分割契約書を締結し、本吸収分割契約に従って、楽天クレジットを吸収分割会社、当行を吸収分割承継会社、効力発生日を平成21年4月1日として、楽天クレジットがカードローン事業に関して有する権利義務を当行に承継する吸収分割を行うことに合意し、平成21年4月1日にその吸収分割の効力が発生しております。

ブリッジローンの実行

当行は、金融庁の承認を得られることを条件に、楽天クレジットに対し、楽天クレジットの有するカードローン債権の流動化スキームの解消資金及び銀行等への債務の弁済の費用等として、940億円を貸し付けることに合意し、平成21年3月30日付で実行しました。なお、同年4月1日の吸収分割の効力発生に伴い、当該貸付債権は混同により消滅しております。

包括債務保証契約

当行及び楽天クレジットは、吸収分割により当行が承継したカードローン債権及び吸収分割後に当行が実行したカードローン債権を、楽天クレジットが保証するための契約を効力発生日の前日までに締結することに合意し、平成21年3月31日に包括債務保証契約を締結しております。なお、包括債務保証契約の有効期間は平成21年4月1日より1年であり、更新拒絶がない限り、さらに1年間自動更新され、以後同様に取扱われます。また、有効期間経過後も、包括債務保証契約に基づいて発生した楽天クレジットの保証債務は、当行に対する被保証債務の弁済が完了するまで存続することとされております。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動につきましては、その他の業務（ソフトウェア受託開発業）を行う子会社（イーバンクシステム株式会社）において、当行の業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費は4百万円であります。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、提出日（平成21年6月29日）現在において当行が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際に将来発生する結果と異なる可能性があります。

(1) 重要な会計方針、会計処理及び見積り

当行の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたり、決算日における資産・負債の報告金額並びに報告期間における収益・費用の報告金額に影響する見積り、判断及び仮定を行う必要があります。経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的であると考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、その結果は、資産・負債の簿価及び収入・費用の報告数字についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

- (2) 経営成績の分析
 - 「 1 業績等の概要」に記載しております。
- (3) 財政状態の分析
 - 「 1 業績等の概要」に記載しております。
- (4) 資本の財源についての分析
 - 「 1 業績等の概要」に記載しております。
- (5) 経営成績に重要な影響を与える要因について
当行グループの経営成績は、「 4 事業等のリスク」に記載されたリスク要因その他の事由により、重要な影響を受ける可能性があります。当行グループはこれらのリスク要因等に適切に対処していく所存ですが、これらのリスクが実現した場合に当行グループの経営成績が受ける影響を合理的に見積もることは困難です。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行グループでは、顧客の利便性向上及び顧客基盤の強化・拡大を図るため、新基幹システムの開発、新サービス・新商品等のシステム投資を中心として、18億96百万円の設備投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当行は、インターネット専門銀行として、データセンターを設置しております。データセンターは通常データ処理を行うプライマリーセンターの他、災害・障害に備えバックアップセンターを設置し、高い安全性を確保しております。また、当行グループは初期投資額抑制を目的として外部委託契約やリース契約にて設備を利用しているため、データセンターについて大規模な設備等を保有しておりません。

なお、事業所は本社、コールセンター、及び事務センターとなっており、その他システム設備としてデータセンターがあります。

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業務及び登録金融機関業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	ソフト ウェア	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積(㎡)	帳簿価額(百万円)						
当行	—	本社他	東京都 千代田区	事務所他	(1,564)	—	60	538	6,021	—	6,620	199

ソフトウェア受託開発業務

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地	建物	動産	ウェア	資産	合計	従業員数 (人)	
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)						
国内連結 子会社	イーバンク システム 株式会社	本社	東京都 港区	事務所	(1,138)	—	36	45	91	—	173	23

(注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2. 当行の主要な設備の大宗は、本社、コールセンター、事務センターであるため、銀行業務及び登録金融機関業務に一括計上しております。

3. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め6億79百万円であります。

4. 当行の動産は、事務機械5億18百万円、その他20百万円であります。

5. ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定4億56百万円が含まれております。

6. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

リース契約

	会社名	事業(部門) の別	店舗名 その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間 リース料 (百万円)
当行	—	銀行業務及び 登録金融機関 業務	本社他	東京都 千代田区他	サーバ機器	—	5
国内連結 子会社	イーバンク システム 株式会社	ソフトウェア 受託開発業	本社	東京都 港区	什器備品	—	36

3 【設備の新設、除却等の計画】

当行グループは、顧客口座数の増加や新規サービスの提供に伴う当行口座での取引量の増加への対応、及びセキュリティ対策において、必要に応じて設備投資を行っていく方針であります。重要な設備の新設・改修につきまして計画中のものは特にございません。

また、システムの技術革新については積極的に研究し、最新の設備への更新を適宜検討してまいります。重要な設備の除却につきまして計画中のものはございません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,650,000
甲種優先株式	2,650,000
乙種優先株式	2,650,000
計	(注)2,650,000

(注) 当行の発行可能株式総数は265万株であり、普通株式の発行可能種類株式総数、甲種優先株式の発行可能種類総数及び乙種優先株式の発行可能種類株式総数の合計数とは異なります。

なお、平成21年6月29日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、同日付で、当行の発行可能株式総数は1,350,000株増加し、増加後の発行可能株式数は4,000,000株に、発行可能種類株式総数はそれぞれ1,350,000株増加し、増加後の発行可能種類株式数はそれぞれ普通株式4,000,000株、甲種優先株式4,000,000株及び乙種優先株式4,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,769,481	2,349,216	非上場・非登録	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。単元株式数は200株であります。
計	1,769,481	2,349,216	—	—

(注) 平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議により、平成21年4月1日付で楽天クレジット株式会社のカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含む。)を吸収分割により当行が承継し、承継する権利義務の代わりとして、当行普通株式579,735株を発行いたしました。これにより発行済株式数は本書提出日現在普通株式2,349,216株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

新株引受権

株主総会の特別決議日(平成12年9月26日)(注)1

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,410	1,710
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり60,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成14年9月27日～ 平成22年9月26日 (注)4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 60,000 資本組入額 60,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6、7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成13年2月22日)(注)1

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,280	780
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり65,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成15年2月23日～ 平成23年2月22日 (注)4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 65,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6、7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成13年6月18日)(注)1

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,875	2,750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり71,500(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成13年6月19日～ 平成23年6月18日 (注)4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,500 資本組入額 71,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成13年6月18日)(注)1

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	830	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり65,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月19日～ 平成23年6月18日 (注)4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 65,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6、7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

新株予約権

株主総会の特別決議日(平成14年 6 月20日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	3,030	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,030 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり82,500 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成14年11月 1 日 ~ 平成24年 6 月20日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 82,500 資本組入額 82,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成14年 6 月20日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	1,570	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,570 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり75,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月21日 ~ 平成24年 6 月20日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成14年 6 月20日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	2,600	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,600 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり82,500 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成15年 5 月31日 ~ 平成24年 6 月20日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 82,500 資本組入額 82,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成14年 6 月20日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	2,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり82,500 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成15年 6 月19日 ~ 平成24年 6 月20日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 82,500 資本組入額 82,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成15年 6 月19日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	7,670	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,670 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり75,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 4 月 1 日 ~ 平成25年 6 月19日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成15年 6 月19日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	2,920	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,920 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり75,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月20日 ~ 平成25年 6 月19日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 75,000 資本組入額 75,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月24日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	150	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり88,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年12月 1 日 ~ 平成26年 6 月24日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 88,000 資本組入額 88,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月24日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	330	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	330 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり88,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 2 月 1 日 ~ 平成26年 6 月24日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 88,000 資本組入額 88,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月24日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	7,420	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,420 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり100,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 2 月11日 ~ 平成26年 6 月24日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 100,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月24日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり140,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年 4 月 1 日 ~ 平成26年 6 月24日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140,000 資本組入額 140,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月24日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	620	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	620 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり88,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月25日 ~ 平成26年 6 月24日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 88,000 資本組入額 88,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成16年 6 月24日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	1,600	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,600(注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり100,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月25日 ~ 平成26年 6 月24日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 100,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成16年6月24日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,050	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,050 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり140,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日～ 平成26年6月24日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140,000 資本組入額 140,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	7,970	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,970 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり150,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～ 平成27年6月29日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 150,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり150,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年11月16日～ 平成27年6月29日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150,000 資本組入額 150,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成17年 6 月29日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	600	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり200,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月30日～ 平成27年 6 月29日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 200,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成17年 6 月29日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり200,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月30日～ 平成27年 6 月29日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 200,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成18年 3 月 6 日)

	事業年度末現在 (平成21年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	450	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり200,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 3 月 7 日～ 平成28年 3 月 6 日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 200,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議日(平成18年3月6日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	460	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	460 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり200,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年3月7日～ 平成28年3月6日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 200,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注)11	同左

株主総会の特別決議日(平成18年6月9日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,760	5,720
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,760 (注) 2	5,720(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり200,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月10日～ 平成28年6月9日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 (注)10	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注)11	同左

株主総会の特別決議日(平成18年6月9日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり200,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月10日～ 平成28年6月9日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 (注)10	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注)11	同左

株主総会の特別決議日(平成18年6月9日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	80	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり180,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月10日～ 平成28年6月9日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 (注) 9	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 11	同左

株主総会の特別決議日(平成19年6月26日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	850	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	850 (注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり100,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月27日～ 平成29年6月26日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 (注) 10	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 11	同左

株主総会の特別決議日(平成19年6月26日)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,850	2,795
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,850 (注) 2	2,795 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり100,000 (注) 3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月27日～ 平成29年6月26日 (注) 4、5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 (注) 10	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、9	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 11	同左

- (注) 1. 旧商法280条ノ19に基づき付与している新株引受権であります。
2. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、調整時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われます。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{株式分割・株式併合の比率}}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$
- また、当行が、新株予約権発行後、他社と新設合併を行う場合若しくは他社に吸収合併される場合、又は他社と株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当行は、新株予約権の目的たる株式の数について、合理的な範囲で、必要と認める調整を行うことができます。
3. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- また、当行が、新株予約権発行後、他社と新設合併を行う場合若しくは他社に吸収合併される場合、又は他社と株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当行は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができます。
4. 当行が、新株予約権発行後、他社と新設合併を行う場合若しくは他社に吸収合併される場合、又は他社と株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当行は、行使期間について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができます。
5. 行使期間の定めにかかわらず、新株予約権者は、当行の株券が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」といいます。)され、又は当行の株券が日本国内の証券取引所(本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。)に上場(以下「上場」といいます。)され、店頭登録の日又は上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場又は店頭登録の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
6. 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間(1月1日から12月31日まで)金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。)
- () 権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の4分の1の権利を行使することができます。
 - () 権利付与日の3年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができます。
 - () 権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利の4分の3の権利を行使することができます。
 - () 権利付与日の5年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができます。
7. 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役又は顧問であることを要します。
- ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役が任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行の従業員が当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
- ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書で定めるところによります。
8. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められません。
9. 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役が任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行の従業員が当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。
- 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書で定めるところによります。
10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出さ

れる資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

11. 当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」と総称します。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当行により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称します。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとします。ただし、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

表中「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とします。

交付する新株予約権の行使期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとします。

交付する新株予約権の行使条件

表中「新株予約権の行使の条件」に定めるところと同様とします。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に定めるところと同様とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

交付する新株予約権の取得

- () 当行が合併（合併により当行が消滅する場合に限ります。）、株式交換又は株式移転をする場合には、当行は、当行取締役会が別に定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができます。
- () 新株予約権の全部又は一部につき、その行使条件に該当しなくなったときは、当行は、当行取締役会が別に定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
- () 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当行は、当行取締役会が別に定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
- () 当行と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合は、当行は、当行取締役会が別に定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年4月23日 (注1)	27,007	451,573	1,012,762	22,077,062	1,012,762	1,333,487
平成16年7月1日 (注2)	6,668	458,241	250,050	22,327,112	250,050	1,583,537
平成16年9月30日 (注3)	26,170	484,411	1,151,480	23,478,592	1,151,480	2,735,017
平成17年2月28日 (注4)	10,732	495,143	751,240	24,229,832	751,240	3,486,257
平成17年3月24日 (注5)	61,723	556,866	4,320,610	28,550,442	4,320,610	7,806,867
平成18年3月24日 (注6)	34,225	591,091	3,422,500	31,972,942	3,422,500	11,229,367
平成18年3月31日 (注7)	4,985	596,076	337,937	32,310,880	2,704	11,232,071
平成18年6月9日 (注8)	—	596,076	—	32,310,880	11,232,071	—
平成19年3月31日 (注9)	300	596,376	24,375	32,335,255	—	—
平成19年4月26日 (注10)	67,500	663,876	6,075,000	38,410,255	6,075,000	6,075,000
平成19年8月10日 (注11)	—	663,876	—	38,410,255	6,075,000	—
平成19年9月30日 (注12)	50	663,926	3,750	38,414,005	—	—
平成20年9月22日 (注13)	106,555	770,481	1,598,325	40,012,330	1,598,325	1,598,325
平成20年9月29日 (注14)	666,000	1,436,481	9,990,000	50,002,330	9,990,000	11,588,325
平成21年2月10日 (注15)	666,000	2,102,481	—	—	—	—
平成21年3月19日 (注16)	666,000	1,436,481	—	—	—	—
平成21年3月19日 (注17)	333,000	1,769,481	4,995,000	54,997,330	4,995,000	16,583,325
平成21年3月27日 (注18)	333,000	2,102,481	—	—	—	—
平成21年3月27日 (注19)	333,000	1,769,481	—	—	—	—

(注) 1. 有償第三者割当(普通株式) 割当先 柏山豊秀、イーラックス1号未公開株投資事業組合 他11名、発行価格 75,000円、資本組入額 37,500円

2. 有償第三者割当(普通株式) 割当先 Sino-JP Fund Co., Ltd., 発行価格 75,000円、資本組入額 37,500円

3. 有償第三者割当(A種優先株式) 割当先 グローバルメディアオンライン(株) 他1名、発行価格 88,000円、資本組入額 44,000円

4. 有償第三者割当(普通株式) 割当先 (株)アーバンコーポレイション 他3名、発行価格 140,000円、資本組入額 70,000円

5. 有償第三者割当(普通株式) 割当先 (株)インボイス、住友商事(株)、グローバルメディアオンライン(株)、東京海上日動火災保険(株)、Wealthy Technologies Limited 他6名、発行価格 140,000円、資本組入額 70,000円

6. 有償第三者割当(普通株式)、割当先 GMOインターネット(株)、(株)オーエムシーカード、三井物産(株)他11名、発行価格 200,000円、資本組入額 100,000円

7. 新株引受権及び新株予約権行使、行使者 Turquoise International Finance Limited 他8名、発行価額 65,000～200,000円、資本組入額 65,000～200,000円

8. 平成18年6月9日開催の第7期定時株主総会における資本準備金減少決議に基づくその他資本剰余金への振替であります。

9. 新株予約権行使、行使者 渡辺哲之、発行価額 82,500円、資本組入額 82,500円

新株予約権行使、行使者 佐藤昌弘、発行価額 75,000円、資本組入額 75,000円

10. 有償第三者割当(普通株式) 割当先 金融サービス育成投資事業組合、発行価格 180,000円、資本組入額 90,000円

11. 平成19年6月26日開催の第8期定時株主総会における資本準備金減少決議に基づくその他資本剰余金への振替であります。

12. 新株予約権行使、行使者 佐藤昌弘、発行価額 75,000円、資本組入額 75,000円

13. 有償株主割当増資(普通株式) 割当比率 1:1 発行価格30,000円 資本組入額15,000円

14. 有償第三者割当増資(乙種優先株式) 発行価格30,000円 資本組入額15,000 割当先: 楽天株式会社

15. 乙種優先株666,000株の取得請求の対価として普通株式を発行したことによるものであります。

16. 取得請求により取得した乙種優先株666,000株の消却によるものであります。

17. 有償第三者割当増資(乙種優先株式) 発行価格30,000円 資本組入額15,000円 割当先: 楽天株式会社

18. 乙種優先株333,000株の取得請求の対価として普通株式を発行したことによるものであります。

19. 取得請求により取得した乙種優先株333,000株の消却によるものであります。
20. 平成21年4月1日に、平成21年3月19日開催の臨時株主総会における吸収分割契約承認決議に基づき、楽天クレジット株式会社のカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含む。）を吸収分割により当行が承継し、吸収分割の承継する権利義務の代わりとして、普通株式579,735株を発行しております。
21. 平成21年6月29日開催の定時株主総会における、資本金の額の減少決議、資本準備金の額の減少決議に基づき、資本金の額を31,511,594千円、資本準備金の額16,583,325千円を減少することとしております。（効力発生日は平成21年7月17日を予定しており、また資本金の額の減少については、金融庁長官の認可が得られることを条件としております。）

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（ 1単元の株式数200株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主（人）	—	8	1	83	10	2	116	220	—
所有株式数(単元)	—	693	8	7,028	113	8	663	8,513	66,881
所有株式数の割合（％）	—	8.14	0.09	82.56	1.33	0.09	7.79	100.00	—

- (注) 1. 持分法適用関連会社の保有する自己株式3,156株は「その他の法人」に15単元、「単元未満株式の状況」に156株含まれております。また、当行の保有する自己株式105株は「単元未満株式の状況」に105株含まれております。
2. 平成20年6月26日開催の定時株主総会の決議及び当該決議に基づく平成20年8月21日開催の当行取締役会決議により、平成20年8月26日付で1単元の株式数は200株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
楽天株式会社	東京都品川区東品川4-12-3	999,400	56.48
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1-9-1	99,020	5.59
NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦1-2-1	81,836	4.62
松尾 泰一	東京都港区	40,020	2.26
マネックスグループ株式会社	東京都千代田区丸の内1-11-1	32,500	1.84
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	30,918	1.75
Bridgehead株式会社	東京都港区浜松町2-4-1	24,750	1.40
株式会社プレゼンス	東京都調布市布田4-20-2	24,000	1.35
アセット・マネジャーズ株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-1	22,764	1.29
馬場 和明	東京都港区	20,000	1.13
計	—	1,375,208	77.71

- (注) 前事業年度末現在主要株主であった金融サービス育成投資事業組合 組合員 DBJ事業投資株式会社は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなり、楽天株式会社が、新たに主要株主となりました。また、前事業年度末では主要株主ではなかったNTTファイナンス株式会社は、当事業年度において主要株主になりましたが、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 3,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,699,600	8,498	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 66,881	—	—
発行済株式総数	1,769,481	—	—
総株主の議決権	—	8,498	—

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、自己保有の自己株式105株及び相互保有の自己株式156株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(相互保有株式) 栄光債権回収株式会社	神奈川県横浜市西区 浜松町 2 - 5	3,000	—	3,000	0.16
計	—	3,000	—	3,000	0.16

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当行は新株引受権方式及び新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、「商法等一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成13年法律第129号)第19条第1項の規定により新株予約権とみなされる旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権、並びに平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

決議年月日	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名、従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち18名は、退職又は退任により権利を喪失しております。

決議年月日	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、従業員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち7名は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成13年6月18日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち2名は、新株予約権425個を行使し、普通株式425株を取得しております。

決議年月日	平成13年 6 月18日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員23名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち14名は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 名、従業員 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち 3 名は、新株予約権370個を行使し、普通株式370株を取得しております。

決議年月日	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員71名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち40名は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 名、アドバイザー・コミッティーメンバー 6 名、コンサルタント 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 名、従業員 5 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年 6 月19日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5 名、従業員 2 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち 5 名は、新株予約権330個を行使し、普通株式330株を取得しております。

決議年月日	平成15年 6 月19日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員94名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち31名は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	コンサルタント 3 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 9 名、コンサルタント 2 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	コンサルタント 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員28名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち7名は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 6 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち2名は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員59名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち11名は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役13名、従業員54名、コンサルタント 3 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち14名は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
決議年月日	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち7名は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成18年 3 月 6 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 名、監査役 2 名、従業員 1 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち1名は、新株予約権50個を行使し、普通株式50株を取得しております。

決議年月日	平成18年 3 月 6 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 2 名、従業員13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち 2 名は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成18年 6 月 9 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 9 名、監査役 2 名、従業員163名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち15名は、退職により権利を喪失しております。

決議年月日	平成18年 6 月 9 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 8 名、従業員 2 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成18年 6 月 9 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 4 名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成19年 6 月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員11名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	850 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり100,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月27日～平成29年 6 月26日 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9

決議年月日	平成19年 6 月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員205名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	3,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり100,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成21年 6 月27日～平成29年 6 月26日 (注) 3、4
新株予約権の行使の条件	(注) 5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 9

(注) 付与対象者のうち17名は、退職により権利を喪失しております。

(注) 1 . 当行が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整し、調整により生ずる 1 株の100分の 1 未満の端数は切り捨てるものとします。ただし、かかる調整は、調整時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当行が、新株予約権発行後、他社と新設合併を行う場合若しくは他社に吸収合併される場合、又は他社と株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当行は、新株予約権の目的たる株式の数について、合理的な範囲で、必要と認める調整を行うことができます。

2 . 当行が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後発行価額 = 調整前発行価額 × $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、当行が、新株予約権発行後、他社と新設合併を行う場合若しくは他社に吸収合併される場合、又は他社と株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当行は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができます。

3 . 当行が、新株予約権発行後、他社と新設合併を行う場合若しくは他社に吸収合併される場合、又は他社と株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当行は、行使期間について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができます。

4 . 行使期間の定めにかかわらず、新株予約権者は、当行の株券が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿(本邦以外の地域におけるもので同じ性質を有するものを含む。)に登録(以下「店頭登録」といいます。)され、又は当行の株券が証券取引所(本邦以外の地域におけるもので同じ性質を有するものを含む。)に上場(以下「上場」といいます。)され、店頭登録の日又は上場の日後 1 ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場又は店頭登録の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。

5 . 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間(1 月 1 日から12月31日まで)金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。

新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます(ただし、かかる行使により発行される株式数は 1 株の整数倍でなければなりません。)。

() 権利付与日の 2 年後の応当日以降、付与された権利の 4 分の 1 の権利を行使することができます。

() 権利付与日の 3 年後の応当日以降、付与された権利の 2 分の 1 の権利を行使することができます。

() 権利付与日の 4 年後の応当日以降、付与された権利の 4 分の 3 の権利を行使することができます。

() 権利付与日の 5 年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができます。

6 . 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。

ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役が任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行の従業員が当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。

新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであった新

株予約権者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。

ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。

新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。

新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。

その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書で定めるところによります。

7. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められません。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

9. 当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」と総称します。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当行により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」と総称します。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとします。ただし、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。

交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

表中「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とします。

交付する新株予約権の行使期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとします。

交付する新株予約権の行使条件

表中「新株予約権の行使の条件」に定めるところと同様とします。

交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に定めるところと同様とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

交付する新株予約権の取得

() 当行が合併（合併により当行が消滅する場合に限ります。）、株式交換又は株式移転をする場合には、当行は、当行取締役会が別に定める日をもって、新株予約権を無償で取得することができます。

() 新株予約権の全部又は一部につき、その行使条件に該当しなくなったときは、当行は、当行取締役会が別に定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

() 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当行は、当行取締役会が別に定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

() 当行と新株予約権者との間の契約により新株予約権が失効した場合には、当行は、当行取締役会が別に定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得、並びに会社法第155条第4号による乙種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	105	1,528,590
当期間における取得自己株式	—	—

会社法第155条第13号による普通株式の取得

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	137,133	4,113,990,000

(注) 当期間における取得自己株式137,133株は、楽天クレジット株式会社の吸収分割に関して、会社法第797条第1項の規定に基づいた反対株主からの株式買取請求によるものであります。

会社法第155条第4号による乙種優先株式の取得

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	999,000	(注)
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当行は、取得請求により乙種優先株式999,000の取得と引換えに、当行普通株式999,000を交付いたしました。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

普通株式

区 分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	105	—	137,238	—

乙種優先株式

区 分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	999,000	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 当該自己株式は、取得請求により当行普通株式との交換と引換えに取得したものであり取得原価は零であったことから、処分価額の総額については該当ありません。

3 【配当政策】

当行は、株主に対する利益還元と同時に事業の競争力確保・強化を基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、繰越利益剰余金の欠損があるため、配当を行っておりません。なお、当行の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である旨を定款に定めております。

今後も上記基本方針に基づき、当行グループの業績等を勘案し、将来の経営体質の強化と事業効率化及び事業拡大のためのシステム投資等に必要な内部留保と、株主への利益還元とのバランスに留意し総合的に決定していく所存であります。

なお、当行は中間配当を行うことができる旨を定めております。

4 【株価の推移】

当行株式は非上場のため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	—	三木谷 浩史	昭和40年 3月11日 生	昭和63年4月 ㈱日本興業銀行(現㈱みずほコーポレート 銀行)入行 平成8年2月 ㈱クリムゾングループ代表取締役社長(現 任) 平成9年2月 楽天㈱代表取締役社長 平成13年2月 楽天㈱代表取締役会長兼社長 平成14年8月 楽天トラベル㈱代表取締役会長(現任) 平成16年1月 ㈱クリムゾンフットボールクラブ代表取 締役(現任) 平成16年9月 ㈱あおぞらカード(現楽天クレジット㈱) 代表取締役会長(現任) 平成16年10月 ㈱楽天野球団代表取締役会長(現任) 平成17年6月 国内信販㈱(現楽天KC㈱)代表取締役会長 (現任) 平成17年9月 LinkShare Corporation Director(現任) 平成18年9月 楽天証券ホールディングス㈱代表取締役 会長(現任) 平成19年8月 フュージョン・コミュニケーションズ㈱ 代表取締役(現任) 平成19年12月 楽天㈱代表取締役会長兼社長最高執行役 員チーフエグゼクティブオフィサー、楽天 市場事業長(現任) 平成20年9月 当行取締役会長(現任)	平成20年 9月～ 平成22年 6月	—
代表取締役 社長	—	國重 惇史	昭和20年 12月23日 生	昭和43年4月 ㈱住友銀行(現三井住友銀行㈱)入行 平成6年6月 同行取締役丸ノ内支店長 平成7年5月 同行取締役日本橋支店長 平成9年4月 同行取締役本店支配人東京駐在 平成9年6月 住友キャピタル証券㈱代表取締役副社長 平成11年3月 ディーエルジェイディレクト・エスエフ ジー証券㈱(現楽天証券㈱)代表取締役社 長 平成16年3月 楽天㈱常務執行役員 金融事業カンパニー 社長 平成16年9月 ㈱あおぞらカード(現楽天クレジット㈱) 代表取締役社長 平成17年3月 楽天㈱取締役常務執行役員 金融事業カン パニー社長 平成17年6月 国内信販㈱(現楽天KC㈱)取締役副会長(現 任) 平成17年9月 楽天㈱代表取締役副社長執行役員 金融事 業カンパニー社長 平成18年2月 楽天クレジット㈱取締役(現任) 平成18年7月 楽天フィナンシャルソリューション㈱取 締役(現任) 平成18年9月 楽天証券ホールディングス㈱代表取締役 社長 平成18年10月 楽天証券㈱代表取締役会長 平成19年6月 楽天ストラテジックパートナーズ㈱取締 役(現任) 平成19年10月 楽天証券ホールディングス㈱取締役副会 長(現任) 平成20年1月 楽天㈱代表取締役副社長執行役員 金融事 業統括本部長 平成20年7月 楽天㈱代表取締役副社長執行役員 平成20年9月 楽天㈱取締役副社長(現任) 平成20年9月 楽天証券㈱取締役会長(現任) 平成20年9月 当行代表取締役社長(現任)	平成20年 9月～ 平成22年 6月	—
代表取締役	副社長執行役 員、企画本部 担当役員、営 業・マーケ ティング本部 担当役員兼本 部長、システ ム本部担当役 員、オペレー ション本部担 当役員	野原 彰人	昭和38年 9月26日 生	昭和62年4月 ㈱日本興業銀行(現㈱みずほコーポレート 銀行)入行 平成13年2月 サイバースペース・ジャパン㈱代表取締 役社長 平成13年10月 菱通ホールディングス㈱取締役兼CFO 平成15年10月 楽天㈱入社 平成17年5月 同社執行役員(現任) 平成19年7月 楽天KC㈱常務執行役員楽天カード事業本 部長兼加盟店開拓本部長 平成20年6月 楽天KC㈱取締役副社長営業部門管掌 平成20年9月 楽天KC㈱取締役 平成20年9月 当行代表取締役副社長 平成21年6月 当行代表取締役兼副社長執行役員(現任)	平成20年 9月～ 平成22年 6月	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	副社長執行役員、リスク管理本部担当役員兼本部長、コンプライアンス部担当役員	安藤 時彦	昭和27年 12月22日生	昭和50年4月 日本開発銀行(現㈱日本政策投資銀行)入行 平成2年3月 同行名古屋支店企画調査課長 平成4年3月 同行都市開発部副長 平成6年3月 同行経理部計理課長 平成8年4月 同行新規事業部新規事業支援室長 平成11年6月 同行財務部長 平成13年3月 同行情報通信部長 平成15年2月 同行九州支店長 平成16年7月 財団法人民間都市開発推進機構常務理事 平成20年5月 当行入行 平成20年6月 当行代表取締役副社長 平成21年6月 当行代表取締役兼副社長執行役員(現任)	平成20年 6月～ 平成22年 6月	—
取締役	常務執行役員、ローン事業本部担当役員兼本部長	石倉 典明	昭和27年 9月9日生	昭和52年4月 日産建設㈱入社 平成16年10月 楽天クレジット㈱企画本部長 平成17年6月 同社企画本部長兼営業サービス管理部長兼お客様相談室長 平成18年7月 同社業務本部管掌役員業務本部長 平成18年7月 同社執行役員最高業務執行責任者(COO)兼営業本部長 平成18年10月 同社常務執行役員 平成19年3月 同社代表取締役社長 平成21年4月 当行常務取締役 平成21年6月 当行取締役兼常務執行役員(現任)	平成21年 4月～ 平成22年 6月	—
取締役	—	磯崎 隆郎	昭和41年 8月27日生	平成2年4月 日本開発銀行(現㈱日本政策投資銀行)入行 平成18年6月 同行審査部課長 平成19年6月 スタンフォード大学アジア太平洋研究所客員研究員 平成20年6月 同行グローブ・クロスボーダー投資グループ課長(現任) 平成21年3月 当行取締役(現任)	平成21年 3月～ 平成22年 6月	—
取締役	—	堅田 幸博	昭和29年 7月20日生	昭和52年4月 日本電信電話公社入社(現日本電信電話㈱) 昭和61年2月 同社専用回線事業部関西支店担当課長 平成元年2月 同社専用回線事業部企画部担当課長 平成3年7月 同社専用サービス推進部担当課長 平成5年3月 同社中国支社経理部長 平成8年4月 同社経理部担当部長 平成11年1月 同社東日本会社移行本部財務部担当部長 平成11年7月 東日本電信電話㈱財務部担当部長 平成13年8月 同社企画部担当部長 平成15年4月 同社経営企画部担当部長 平成15年7月 同社総務部法務考査室長 平成16年7月 日本電信電話㈱監査役室長、第四部門担当部長兼務 平成17年5月 同社監査役室長 平成18年6月 エヌ・ティ・ティ・リース㈱取締役 平成18年7月 NTTファイナンス㈱取締役営業第一部長(社名変更) 平成19年6月 同社取締役クレジットカード事業本部長(現任) 平成20年6月 当行取締役(現任)	平成20年 6月～ 平成22年 6月	—
取締役	—	杉原 章郎	昭和44年 8月26日生	平成8年3月 (有)アールシーエー設立、専務取締役 平成9年4月 楽天㈱入社 平成11年11月 同社取締役新規事業開発部長 平成12年10月 楽天ブックス㈱代表取締役社長 平成15年3月 楽天㈱取締役執行役員ブックス・マーチャンダイジング事業カンパニー担当 平成21年6月 当行取締役(現任)	平成21年 6月～ 平成23年 6月	—
取締役	—	池田 克朗	昭和26年 9月8日生	平成10年4月 三井海上火災保険㈱(現三井住友海上火災保険㈱)運用本部金融サービス部長 平成11年6月 同社経理部長 平成15年6月 同社取締役執行役員経理部長 平成17年4月 同社取締役常務執行役員 平成17年6月 当行監査役 平成18年4月 同社取締役常務執行役員金融サービス本部長(現任) 平成21年6月 当行取締役(現任)	平成21年 6月～ 平成23年 6月	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	須藤 修	昭和27年 1月24日 生	昭和55年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)東京八重洲法律事務所入所 昭和58年4月 東京八重洲法律事務所パートナー 平成5年4月 東京八重洲法律事務所と榊田江尻法律事務所合併によるあさひ法律事務所(現西村あさひ法律事務所)創設パートナー 平成11年6月 須藤・高井法律事務所開設パートナー(現任) 平成20年6月 当行取締役 平成20年9月 当行取締役辞任 平成21年6月 当行取締役(現任)	平成21年 6月～ 平成23年 6月	—
常勤監査役	—	富金原 俊二	昭和10年 12月8日 生	平成4年1月 経済企画庁経済企画事務次官 平成10年7月 (株)さくら総合研究所(現SMBCコンサルティング(株))特別顧問兼(株)さくら総合研究所経済センター(現(株)日本総合研究所)理事長 平成13年4月 SMBCコンサルティング(株)特別顧問 平成13年6月 当行常勤監査役(現任) 平成15年6月 NIPPONコーポレーション(株)監査役	平成18年 10月～ 平成22年 6月	100
監査役	—	関 榮一	昭和22年 8月13日 生	昭和46年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほコーポレート銀行)入行 平成12年9月 同行執行役員兼福岡支店長 平成14年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員 平成15年4月 国内信販(株)(現楽天KC(株))入社 平成15年6月 同社常務取締役兼執行役員(九州北地区担当)兼企画開発本部長 平成16年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成17年9月 楽天(株)執行役員(現任) 平成20年6月 楽天KC(株)代表取締役会長(現任) 平成20年9月 当行取締役 平成21年6月 当行監査役(現任)	平成21年 6月～ 平成25年 6月	—
監査役	—	花井 健	昭和29年 10月16日 生	昭和52年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほコーポレート銀行)入行 平成16年4月 同行執行役員上海支店長 平成18年3月 同行常務執行役員アジア地域統括役員兼上海支店長 平成18年5月 同行常務執行役員アジア地域統括役員 平成20年4月 同行常務執行役員営業担当役員 平成21年4月 同行理事 平成21年5月 楽天(株)常務執行役員(現任) 平成21年6月 当行監査役(現任)	平成21年 6月～ 平成25年 6月	—
計						100

- (注) 1. 取締役三木谷浩史、磯崎隆郎、堅田幸博、杉原章郎、池田克朗及び須藤修は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役富金原俊二及び花井健は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当行では、経営監督と経営執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。
なお、執行役員は取締役を兼務するものを含めて10名(うち副社長執行役員2名及び常務執行役員2名)で構成されております。
4. 当行では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
小澤 謙一	昭和41年 11月20日生	平成2年4月 (株)あさひ銀行(現(株)りそな銀行)入行 平成18年9月 楽天(株)入社 金融事業室マネージャー 平成19年5月 (株)カサレアル取締役(現任) 平成19年6月 楽天(株)グループ統括部部長 平成19年6月 楽天クレジット(株)監査役(現任) 平成19年7月 競馬モール(株)監査役(現任) 平成19年8月 楽天フィナンシャルソリューション(株)監査役(現任) 平成19年9月 楽天(株)経理業務企画部部長 平成20年2月 楽天モーゲージ(株)監査役(現任) 平成20年10月 楽天(株)経理部部長(現任) 平成21年3月 楽天リアルティマネジメント(株)監査役(現任)	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行は、企業価値の増大・最大化と銀行としての公共的使命を果たすことがコーポレート・ガバナンスの基本であるとの認識の下で、経営方針決定プロセスの透明性・健全性の確保、相互牽制態勢の強化、コンプライアンス体制の整備、情報開示の推進等を通じて、コーポレート・ガバナンスを強化し、効率的かつ公正な意思決定・業務運営システムを確立することを基本とした経営管理組織の整備を図っております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

(A) 会社の機関の基本説明

当行は監査役会制度を採用しております。

取締役会は、平成21年3月末現在、社外取締役4名を含む10名（本書提出日現在においては、社外取締役6名を含む10名）で構成されており、社外取締役には経済界で豊富な経験を有する経営者・実務家が就任し、客観的な立場から経営陣の業務執行を評価・監督する体制としております。

監査役会は、平成21年3月末現在、独任制のもとに監査を行う監査役3名（全員が社外監査役）（本書提出日現在においては、社外監査役2名を含む3名）で構成されており、金融界での豊富な経験と知識を有する専門家として、経営陣を監視・監督する機能を高めております。

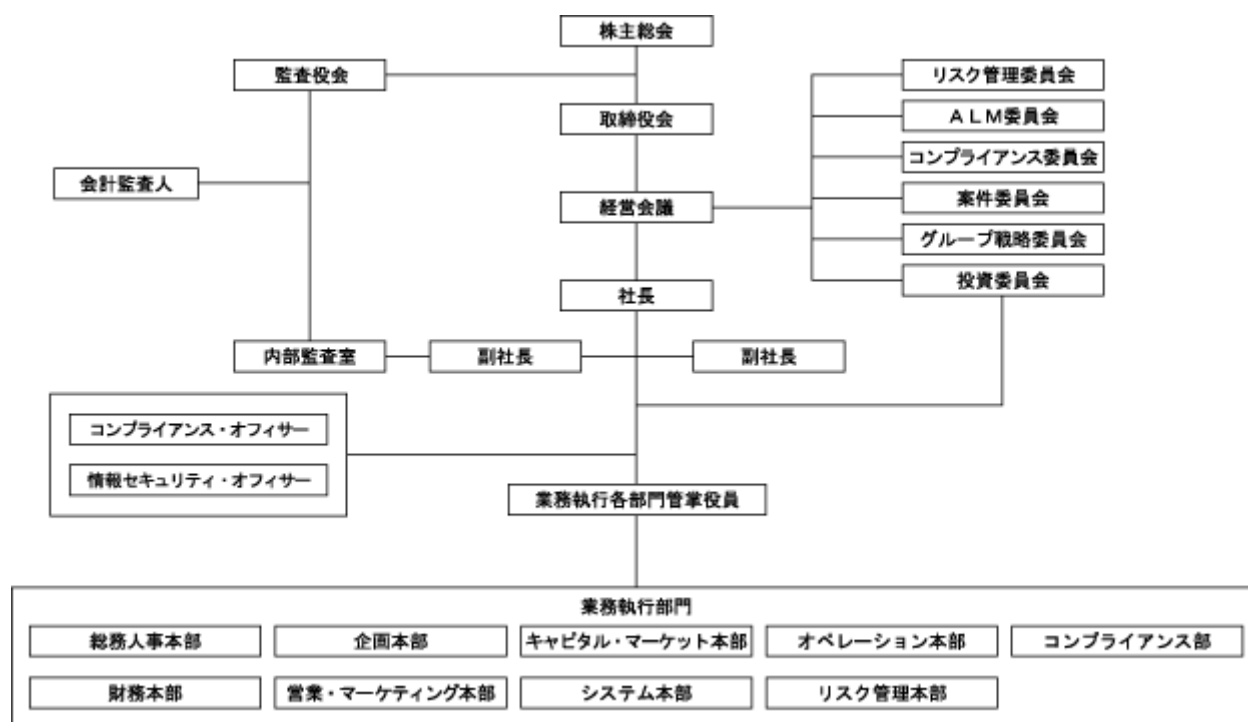
(B) 会社の機関の内容

取締役会は、原則として月1回の定時取締役会を開催することとしており、業務執行の公正性・透明性の強化を図っております。

また、取締役会決議事項の事前協議機関、取締役会により決定された業務運営方針に基づく業務執行に係る意思決定機関（社長専決事項を除く）として経営会議を設置し、原則として月2回開催することとしており、経営の機動性及び効率性の向上が図られております。平成21年3月末現在、経営会議は、社長、副社長、常勤取締役、常務執行役員および本部長の合計14名（本書提出日現在においては、合計12名）で構成されております。

監査役会は、原則として月1回開催することとしております。また、常勤監査役は、取締役会を始めとした当行の重要会議に出席し取締役等から営業の報告を聞くとともに、重要な稟議書類等の閲覧、内部監査室や会計監査人からの報告聴取等を通じて、当行の業務執行状況の監査を実施しており、経営陣に対する監視・牽制態勢の強化を図っております。

（平成21年3月31日現在）



経営管理態勢の強化を目的として、平成20年10月16日開催の取締役会において社内会議体の改訂について決議を行い、平成20年11月1日より各委員会の機能を変更しております。各社内委員会は、取締役会、経営会議等の意思決定又は経営監視に必要な情報を上げるための事前協議機関とし、リスク管理委員会、ALM委員会、コンプライアンス委員会、案件委員会、グループ戦略委員会および投資委員会の6つの委員会を設置しました。各社内委員会の概要は以下のとおりであります。

リスク管理委員会は、社長、リスク管理本部管掌役員、企画本部管掌役員、財務経理本部管掌役員及び関係部署の本部長及び部長により構成され、定例委員会（毎月1回開催）及び臨時委員会を開催しております。リスク管理委員会は、統合的リスク管理に関する審議及び協議を行います。

ALM委員会は、社長、リスク管理本部管掌役員、企画本部管掌役員、財務経理本部管掌役員及び関係部署の本部長及び部長により構成され、定例委員会（毎月1回開催）及び臨時委員会を開催しております。ALM委員会は、ALM及び自己資本管理に関する審議及び協議を行います。

コンプライアンス委員会は、社長、副社長、関係部署の本部長及び部長により構成され、定例委員会（毎月1回開催）及び臨時委員会を開催しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する審議及び協議を行います。

案件委員会は、社長、営業・マーケティング本部管掌役員、システム本部管掌役員、関係部署の本部長及び部長により構成され、定例会議（毎月1回開催）及び臨時会議を開催しております。案件委員会は、商品サービス戦略企画管理に係る事項の健全性とシステム予算統制および経費管理の適切性の確保のため審議を行います。

グループ戦略委員会は、リスク管理本部管掌役員、企画本部管掌役員、財務経理本部管掌役員、関係部署の本部長及び部長により構成され、定例会議（四半期に1回開催）及び臨時会議を開催しております。グループ戦略委員会は、当行のグループ会社運営、政策株投資の観点から審議、協議を行います。

投資委員会は、社長、副社長、キャピタル・マーケット本部管掌役員、リスク管理本部管掌役員、企画本部管掌役員、財務本部管掌役員、関係部署の本部長及び部長により構成され、定例委員会（毎週1回開催）及び臨時委員会を開催しております。投資委員会は、個別案件、運用プログラム案件等について審議を行います。

(C)内部監査及び監査役監査の状況

内部監査部署である内部監査室は、社長所管のもと被監査部署から独立した組織となっており、すべての監査対象部署及びグループ会社から影響又は干渉を受けることなく、内部監査業務を行っております。内部監査室の人員は4名で、取締役会の承認を受けた内部監査規程や内部監査計画に沿い、当行内の各組織及び子会社に対して、業務運営全般における内部管理態勢の適切性及び有効性に関する内部監査を進めております。内部監査の結果は遅滞なく社長に報告されるとともに、取締役会及び監査役会へ報告されております。また内部監査室の指摘事項の改善状況については、3ヶ月毎に取締役会及び監査役会へ報告され、その進捗状況を適切にモニタリングしております。内部監査室は、取締役会及び監査役会に対して3ヶ月毎にその活動状況等を報告するとともに、監査役とは随時意見交換を行っております。さらに監査法人とも、適宜意見交換を行っております。

監査役監査は常勤監査役1名を含む監査役3名にて実施されております。監査役監査は、取締役の業務執行等の監査及び会計監査を実施しております。監査役監査の実施に当たっては、監査方針及び監査計画を策定し、取締役会を初めとする重要な会議への出席、社長や経営幹部への聴取、内部監査室との意見交換、重要書類の閲覧調査等を通じ、行内各部署及びグループ会社の監査を実施しております。また、監査役会は会計監査人による会計監査人監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。

(D)会計監査の状況

平成21年3月期については、当行は新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 秋山 正明、渡邊 和紀、橋上 徹

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名、その他 19名

(E)社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役三木谷浩史氏は、当行の親会社である楽天株式会社の代表取締役であります。当行と同社との関係内容は「第1 企業の概況」「4 関係会社の状況」に記載しております。また、社外取締役堅田幸博氏はNTTファイナンス株式会社の取締役、社外取締役池田克朗氏は三井住友海上火災保険株式会社の取締役、社外取締役須藤修氏は須藤・高井法律事務所のパートナー弁護士であります。人的関係、資本的関係又は取引関係その他の重要な利害関係はありません。

社外監査役のうち富金原俊二氏は、他の取締役又は監査役と人的関係を有さず、当行株式100株を保有する株主であります。当行の他の社外取締役及び社外監査役は、他の取締役又は監査役と人的関係を有さず、また当行と資本的関係も有しておりません。

リスク管理体制の整備の状況

当行はリスクの管理方針等を定めた「統合的リスク管理基本規程」を取締役会において制定し、この基本方針の下、個別のリスク管理に関する各種規程・細則を制定し、これらの規程等に基いて業務を遂行しております。当行では統合リスク管理部を中心とした総合的なリスク管理態勢をとっており、リスク管理本部担当役員

統括の下、月次でリスク管理委員会、経営会議、取締役会報告を行なっております。一方、障害や災害の発生時の対応方針については、「コンティンジェンシープラン」に規定し、不測の事態においても銀行としての公共的使命を全うすべく、万全を期しております。

・信用リスク管理態勢

当行の信用リスクの源泉は、() 役務取引等によって発生する営業債権等、() 運用業務、() 個人ローン業務によって発生する債権、() 政策的な見地で保有する有価証券等によって発生する運用資産であり、金額に応じた信用供与の決定方法、ロスカットルール、モニタリングの方法及びサイクルを「信用リスク管理規程」「信用リスク管理細則」に規定しております。

・市場リスク管理態勢

当行の市場リスクの源泉は、() 国債・地方債・政府保証債、() 社債等法人向け債権、() 為替、() 株式、() 新型預金・外貨預金等に伴うカバー取引、() その他市場性のある資産等、となっており、それぞれにおいて、ロスカットルール、モニタリングの方法及びサイクルを、「市場リスク管理規程」「市場リスク管理細則」に規定しております。

キャピタル・アロケーション手法により、予想最大損失額が各部署に賦課された自己資本金額に収まるよう管理を行っており、当該ルール遵守状況につきましては、月次で開催されるリスク管理委員会にて報告しております。また当行では国債・地方債・政府保証債のVaR・期間損益・デューレーション等につき日次で社長、リスク管理本部管掌役員、企画本部管掌役員及び財務経理管掌役員に報告し、株式・社債・為替・その他市場性のある資産の月末時価等を月次でリスク管理委員会に報告しております。

・流動性リスク管理態勢

流動性リスクに関する基本方針を「統合的リスク管理基本規程」及び「資金流動性・決済リスク管理規程」に規定し、これを遵守しております。当行では、平常時・懸念時・危機時に分けた流動性リスク運営モードを設定、懸念時・危機時には、「資金流動性リスク・コンティンジェンシープラン」に沿った対応を行い、流動性の十分な確保や風評リスクの制御等に向けてのアクションプランを明確化しております。

・事務リスク管理態勢

当行では「統合的リスク管理基本規程」及び「事務リスク管理規程」に則り、有人店舗を持たずインターネットによる非対面取引を専門に行う銀行として、その特殊性を認識した事務リスクの管理態勢を構築しております。また、キャピタル・アロケーション手法に基づき、オペレーショナル・リスクに対する十分な備えとして、バーゼル の「基礎的手法」に基づく必要自己資本を上回る金額を当該リスクに対して保守的に配分しております。

・情報セキュリティリスク管理態勢

情報セキュリティリスクに関する基本方針を「情報セキュリティリスク管理規程」に規定し、これを遵守しております。

・システムリスク管理態勢

当行は、業務運営の大半をコンピュータシステムに依存していることからシステムリスクが当行のリスクの根幹との認識のもと、管理態勢を構築し、全社的なシステムの企画、開発及び運用を厳格に実施しております。また、災害・障害時に備えてネットワーク・ハード機器の二重化や、顧客データの隔地保管等を実施している他、災害対策センターを設置することで、速やかに業務を再開できる設計としており、より信頼性の高い安全な運用を実現しております。さらに、顧客財産の保全を第一とし、詳細な「コンティンジェンシープラン」を定めており、顧客が安心して取引できる態勢としております。

・レピュテーションリスク管理態勢

当行は、インターネット専門銀行という特性を踏まえ、風評リスクの管理にも特段の留意をしております。すなわちレピュテーションリスクの管理については、「レピュテーションリスク・コンティンジェンシープラン」に規定し、担当部署が平時より風評・風説の存否を確認し、一定要件に該当した場合には、各部署が迅速に適切な対応を取れるように態勢を整えております。

コンプライアンス体制

当行は、銀行の公共的使命を全うするためには、高度な倫理観をもって業務を遂行するとともに、経営の健全性を高め、社会の信用・信頼を確保することが何よりも重要な課題であると認識をしております。このため法令、諸規則を遵守することはもとより、社会的規範を遵守し、確固たる倫理観に基づいた公正な行動をとることを役職員に徹底しております。

具体的な取り組みとしては、主として以下を行っております。

- ・取締役会において具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムを制定し、定期的に進捗状況を確認、見直しを行っております。
- ・取締役会等の意思決定又は経営監視に必要な情報を上げるために、コンプライアンスの観点から審議、協議及び報告を行う会議体としてコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しております。
- ・全社的なコンプライアンスを統括する部署として、担当役員の下にコンプライアンス部を設置し、社内各部

署にコンプライアンス担当者を配置しております。これらにより、日常業務におけるコンプライアンス意識の浸透を図るとともに、モニタリングを実施し、情報の共有を行う体制を構築しております。

- ・ 各種の業務案件につきましては、コンプライアンス担当者及びコンプライアンス・オフィサーによるコンプライアンス・チェック及び法務チームによるリーガル・チェックを実施する体制を整備しております。また、案件委員会、運用委員会、グループ戦略委員会及びリスク管理委員会等には担当役員又はコンプライアンス部長が出席し、業務案件の審議を行っております。
- ・ 倫理規程、コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル等を制定し、必要に応じて見直すとともに、役職員研修を実施して教育・啓蒙に努めております。

役員報酬の内容

当行の取締役に対する年間報酬総額は1億77百万円ですが、そのうち社外取締役に対する報酬は3百万円です。

当行の監査役に対する年間報酬総額は39百万円であり、全額社外監査役に対する報酬であります。

取締役の定数

当行の取締役は本書提出日現在、13名以内とする旨を定款で定めております。

取締役選解任決議の要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めております。

また、取締役の選任については、累積投票によらない旨定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

(A) 当行は、会社法第427条第1項及び当行定款に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外取締役及び社外監査役は会社法第425条第1項各号の合計額を限度とする契約を締結しております。

(B) 当行は、会計監査人との間で、会計監査に関する契約の履行に伴い生じた当行の損害について、会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、当行の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当行から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計のうち最も高い額に2を乗じて得た額をもって、当行に対する損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

自己の株式の取得の決定機関

当行は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、自己株式の取得を行うため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。

取締役の責任免除

当行は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

監査役の責任免除

当行は、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

中間配当

当行は、株主への機動的な利益還元のため、取締役会決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

種類株式の発行

当行は、普通株式とは権利関係の異なる種類株式として、配当金及び残余財産の支払順位を定め、株主総会における議決権を有しない「甲種優先株」「乙種優先株」を発行できる旨定款に定めております。

（２）【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	—	—	96	3
連結子会社	—	—	17	—
計	—	—	113	3

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、システムリスク管理態勢に関する内部統制確認業務であります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

ただし、前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)及び前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本監査法人の監査証明を受け、当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成21年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	54,342	68,199
コールローン	-	5,000
買入金銭債権	31,052	78,069
金銭の信託	35,750	6,272
有価証券	668,476	524,504
投資損失引当金	-	378
貸出金	-	94,700
外国為替	1,791	735
その他資産	13,775	13,824
有形固定資産	914	689
建物	125	99
その他の有形固定資産	788	590
無形固定資産	5,967	6,126
ソフトウェア	5,666	5,664
ソフトウェア仮勘定	295	456
その他の無形固定資産	4	5
繰延税金資産	30	24
貸倒引当金	1,944	12,791
資産の部合計	810,156	784,975
負債の部		
預金	758,972	734,285
社債	10,000	10,000
その他負債	24,614	17,953
賞与引当金	132	134
ポイント引当金	100	198
偶発損失引当金	-	349
特別法上の引当金	0	2
繰延税金負債	-	1,207
負債の部合計	793,820	764,132
純資産の部		
資本金	38,414	54,997
資本剰余金	5,437	22,020
利益剰余金	23,408	58,274
自己株式	113	114
株主資本合計	20,329	18,628
その他有価証券評価差額金	4,636	1,759
評価・換算差額等合計	4,636	1,759
少数株主持分	643	455
純資産の部合計	16,336	20,843

	前連結会計年度 (平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成21年 3 月31日)
負債及び純資産の部合計	810,156	784,975

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
経常収益	18,309	21,568
資金運用収益	7,173	7,816
貸出金利息	-	29
有価証券利息配当金	5,938	6,585
コールローン利息	207	74
預け金利息	73	51
その他の受入利息	954	1,075
役務取引等収益	8,219	10,175
その他業務収益	863	3,391
その他経常収益	¹ 2,052	185
経常費用	40,845	56,168
資金調達費用	4,644	6,511
預金利息	4,644	5,921
コールマネー利息	0	-
社債利息	-	589
役務取引等費用	3,262	3,848
その他業務費用	13,031	17,382
営業経費	⁴ 14,274	⁴ 12,364
その他経常費用	5,631	16,060
貸倒引当金繰入額	1,689	11,856
その他の経常費用	² 3,942	² 4,203
経常損失（ ）	22,535	34,599
特別損失	942	423
固定資産処分損	902	28
金融商品取引責任準備金繰入額	0	2
偶発損失引当金繰入額	-	349
その他の特別損失	³ 39	³ 43
税金等調整前当期純損失（ ）	23,477	35,022
法人税、住民税及び事業税	10	9
法人税等調整額	0	5
法人税等合計		14
少数株主損失（ ）	85	170
当期純損失（ ）	23,403	34,866

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	32,335	38,414
当期変動額		
新株の発行	6,078	16,583
当期変動額合計	6,078	16,583
当期末残高	38,414	54,997
資本剰余金		
前期末残高	-	5,437
当期変動額		
新株の発行	6,075	16,583
欠損填補	637	-
当期変動額合計	5,437	16,583
当期末残高	5,437	22,020
利益剰余金		
前期末残高	642	23,408
当期変動額		
当期純損失（ ）	23,403	34,866
欠損填補	637	-
当期変動額合計	22,766	34,866
当期末残高	23,408	58,274
自己株式		
前期末残高	113	113
当期変動額		
自己株式の取得	-	1
当期変動額合計	-	1
当期末残高	113	114
株主資本合計		
前期末残高	31,579	20,329
当期変動額		
新株の発行	12,153	33,166
当期純損失（ ）	23,403	34,866
欠損填補	-	-
自己株式の取得	-	1
当期変動額合計	11,250	1,701
当期末残高	20,329	18,628

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,724	4,636
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,911	6,395
当期変動額合計	2,911	6,395
当期末残高	4,636	1,759
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,724	4,636
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,911	6,395
当期変動額合計	2,911	6,395
当期末残高	4,636	1,759
少数株主持分		
前期末残高	293	643
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	349	187
当期変動額合計	349	187
当期末残高	643	455
純資産合計		
前期末残高	30,148	16,336
当期変動額		
新株の発行	12,153	33,166
当期純損失（　）	23,403	34,866
自己株式の取得	-	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,561	6,208
当期変動額合計	13,812	4,506
当期末残高	16,336	20,843

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（ ）	23,477	35,022
減価償却費	2,312	2,096
のれん償却額	15	43
持分法による投資損益（ は益 ）	119	78
貸倒引当金の増減（ ）	1,689	10,846
投資損失引当金の増減額（ は減少 ）	-	378
賞与引当金の増減額（ は減少 ）	9	2
ポイント引当金の増減額（ は減少 ）	100	98
偶発損失引当金の増減（ ）	-	349
資金運用収益	7,173	7,816
資金調達費用	4,644	6,511
有価証券関係損益（ ）	3,383	5,639
金銭の信託の運用損益（ は運用益 ）	842	1,503
為替差損益（ は益 ）	0	-
固定資産処分損益（ は益 ）	902	28
貸出金の純増（ ）減	-	94,700
預金の純増減（ ）	276,274	24,686
預け金（現金同等物を除く）の純増（ ）減	2,000	-
コールローン等の純増（ ）減	-	5,000
外国為替（資産）の純増（ ）減	120	1,056
買入金銭債権の純増（ ）減	3,010	47,016
資金運用による収入	5,741	7,312
資金調達による支出	2,351	6,465
その他	8,075	9,878
小計	269,977	174,884
法人税等の還付額	154	168
営業活動によるキャッシュ・フロー	270,131	174,715
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	858,684	819,320
有価証券の売却による収入	68,268	355,150
有価証券の償還による収入	441,518	594,193
金銭の信託の増加による支出	15,235	1,321
金銭の信託の減少による収入	51,082	28,632
有形固定資産の取得による支出	725	178
無形固定資産の取得による支出	2,900	1,688
子会社株式の取得による支出	30	60
投資活動によるキャッシュ・フロー	316,705	155,407

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	10,000	-
株式の発行による収入	12,153	33,166
少数株主からの払込みによる収入	450	-
自己株式の取得による支出	-	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,603	33,165
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	23,970	13,857
現金及び現金同等物の期首残高	78,312	54,342
現金及び現金同等物の期末残高	54,342	68,199

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 3 社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 イトラスト信託株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. なお、イトラスト信託株式会社は設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。 (2) 非連結子会社 0 社	(1) 連結子会社 3 社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 イトラスト信託株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. (2) 非連結子会社 1 社 非連結子会社の名称 さわやか1号投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 0 社 (2) 持分法適用の関連会社 1 社 会社の名称 栄光債権回収株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 0 社 (4) 持分法非適用の関連会社 0 社	(1) 同 左 (2) 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1 社 持分法非適用の非連結子会社の名称 さわやか1号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 同 左
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。	同 左
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。 なお、当連結会計年度は、残高はありません。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 同 左 (ロ) 同 左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方策によった場合に比べ50百万円増加しております。 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 その他：3年～20年 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
	(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	(5) 繰延資産の処理方法 同 左

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	(6) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	—	(7) 投資損失引当金の計上基準
		当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(8) 賞与引当金の計上基準	(8) 賞与引当金の計上基準
	賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	同 左
	(9) ポイント引当金の計上基準	(9) ポイント引当金の計上基準
	ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	同 左
	—	(10) 偶発損失引当金の計上基準
		偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	(11)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金 0 百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(11)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
	(12)外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(12)外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 従来、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額は全額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益により処理していましたが、外貨建その他有価証券と外貨建負債の換算に係る損益を同一の会計年度に認識するため、当連結会計年度から外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益、それ以外の差額については為替差損益としております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、その他業務収益が130百万円、その他業務費用が130百万円、それぞれ増加しております。
	(13)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(13)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(14)重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段...為替予約 ・ヘッジ対象...外貨建有価証券 ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。	(14)重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 ...為替予約、債券先物、株式指数先物 ・ヘッジ対象 ...外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託 ヘッジ方針 行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。

	前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	(15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税 及び地方消費税の会計処理は、税抜 方式によっております。	(15)消費税等の会計処理 同 左
5 . 連結子会社の資産及び 負債の評価に関する事 項	連結子会社の資産及び負債の評価に ついては、全面時価評価法を採用して おります。	同 左
6 . のれん及び負ののれん の償却に関する事項	のれん及び負ののれんの償却につい ては、20年以内の合理的な見積り年数 に基づく定額法により償却をし、重要 性の乏しいものについては、発生年度 に一括償却を行っております。	同 左
7 . 連結キャッシュ・フ ロー計算書における資 金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書にお ける資金の範囲は、連結貸借対照表上 の「現金預け金」であります。	同 左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 —	— (リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
—	(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価格を時価として付しております。 この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が9,626百万円、その他有価証券評価差額金が8,419百万円、繰延税金負債が1,207百万円、それぞれ増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンベクシティ調整後)の合計値としており、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等が主な価格決定変数であります。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1. 有価証券には、関連会社の株式0百万円を含んでおります。 2. — 3. — 4. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,626百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,004百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,082百万円及び保証金は328百万円であります。 5. 有形固定資産の減価償却累計額 1,024百万円 6. 社債は、全額劣後特約付社債であります。	1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式0百万円及び出資金1,023百万円を含んでおります。 2. 消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に15,792百万円含まれております。 3. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券（無担保社債）を準消費貸借契約により変更したものと及び分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。 4. 為替決済、デリバティブ取引等の取引及び信用状発行の担保として、有価証券36,354百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,876百万円及び保証金は557百万円であります。 5. 有形固定資産の減価償却累計額 1,416百万円 6. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. その他経常収益は金銭の信託運用益1,585百万円を含んでおります。 2. その他の経常費用には、株式等売却損117百万円、株式等償却1,192百万円、金銭の信託運用損2,427百万円、持分法投資損失119百万円を含んでおります。 3. その他の特別損失には、商標特許仮払金の費用処理額32百万円を含んでおります。 4. 営業経費には、研究開発費12百万円を含んでおります。	1. — 2. その他の経常費用には、株式等売却損1,239百万円、株式等償却990百万円及び金銭の信託運用損1,503百万円を含んでおります。 3. その他の特別損失には、吸収分割により当行が承継することに伴い発生した費用40百万円を含んでおります。 4. 営業経費には、研究開発費4百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	596	67	—	663	(注)
合計	596	67	—	663	
自己株式					
普通株式	1	—	—	1	
合計	1	—	—	1	

(注) 当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、第三者割当による67千株及び新株予約権の行使による0千株の新株の発行によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			—	(注)
合計			—			—	

(注) 当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当連結会計年度末残高はありません。

当連結会計年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	663	1,105	—	1,769	(注1)
乙種優先株式	—	999	999	—	(注2)
合計	663	2,104	999	1,769	
自己株式					
普通株式	1	0	—	1	(注3)
乙種優先株式	—	999	999	—	(注4)
合計	1	999	999	1	

- (注) 1. 当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、株主割当による106千株及び乙種優先株式999千株について普通株式を対価とする取得請求によるものであります。
2. 当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、第三者割当によるものであります。また、当該株式は普通株式を対価とする取得請求をされたことにより減少しております。
3. 当連結会計年度中に増加した自己株式は、単元未満株式の買取によるものであります。
4. 当連結会計年度中に増加した自己株式は、普通株式を対価とする取得請求により取得したものであります。また、消却したことにより減少しております。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度		当連結会計 年度末	
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			—	(注)
合計			—			—	

(注) 当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当連結会計年度末残高はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲 記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成20年 3月31日現在	平成21年 3月31日現在
現金預け金勘定	現金預け金勘定
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
54,342	68,199
54,342	68,199

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr> <td>動産</td><td>190百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>18百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>208百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr> <td>動産</td><td>74百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>80百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr> <td>動産</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>—百万円</td></tr> </table> 年度末残高相当額 <table> <tr> <td>動産</td><td>115百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>12百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>127百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>43百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>86百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>129百万円</td></tr> </table> ・リース資産減損勘定年度末残高 —百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>50百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定取崩額</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>48百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>—百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	動産	190百万円	その他	18百万円	合計	208百万円	動産	74百万円	その他	5百万円	合計	80百万円	動産	—百万円	その他	—百万円	合計	—百万円	動産	115百万円	その他	12百万円	合計	127百万円	1年内	43百万円	1年超	86百万円	合計	129百万円	支払リース料	50百万円	リース資産減損勘定取崩額	—百万円	減価償却費相当額	48百万円	支払利息相当額	2百万円	減損損失	—百万円	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>157百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>18百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>175百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>84百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>9百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>94百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>—百万円</td></tr> </table> 年度末残高相当額 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>73百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>8百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>81百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>34百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>48百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>83百万円</td></tr> </table> ・リース資産減損勘定年度末残高 —百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>43百万円</td></tr> <tr> <td>リース資産減損勘定取崩額</td><td>—百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>41百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>1百万円</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>—百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	有形固定資産	157百万円	無形固定資産	18百万円	合計	175百万円	有形固定資産	84百万円	無形固定資産	9百万円	合計	94百万円	有形固定資産	—百万円	無形固定資産	—百万円	合計	—百万円	有形固定資産	73百万円	無形固定資産	8百万円	合計	81百万円	1年内	34百万円	1年超	48百万円	合計	83百万円	支払リース料	43百万円	リース資産減損勘定取崩額	—百万円	減価償却費相当額	41百万円	支払利息相当額	1百万円	減損損失	—百万円
動産	190百万円																																																																																
その他	18百万円																																																																																
合計	208百万円																																																																																
動産	74百万円																																																																																
その他	5百万円																																																																																
合計	80百万円																																																																																
動産	—百万円																																																																																
その他	—百万円																																																																																
合計	—百万円																																																																																
動産	115百万円																																																																																
その他	12百万円																																																																																
合計	127百万円																																																																																
1年内	43百万円																																																																																
1年超	86百万円																																																																																
合計	129百万円																																																																																
支払リース料	50百万円																																																																																
リース資産減損勘定取崩額	—百万円																																																																																
減価償却費相当額	48百万円																																																																																
支払利息相当額	2百万円																																																																																
減損損失	—百万円																																																																																
有形固定資産	157百万円																																																																																
無形固定資産	18百万円																																																																																
合計	175百万円																																																																																
有形固定資産	84百万円																																																																																
無形固定資産	9百万円																																																																																
合計	94百万円																																																																																
有形固定資産	—百万円																																																																																
無形固定資産	—百万円																																																																																
合計	—百万円																																																																																
有形固定資産	73百万円																																																																																
無形固定資産	8百万円																																																																																
合計	81百万円																																																																																
1年内	34百万円																																																																																
1年超	48百万円																																																																																
合計	83百万円																																																																																
支払リース料	43百万円																																																																																
リース資産減損勘定取崩額	—百万円																																																																																
減価償却費相当額	41百万円																																																																																
支払利息相当額	1百万円																																																																																
減損損失	—百万円																																																																																
—	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>282百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>61百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>343百万円</td></tr> </table>	1年内	282百万円	1年超	61百万円	合計	343百万円																																																																										
1年内	282百万円																																																																																
1年超	61百万円																																																																																
合計	343百万円																																																																																

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	23	23	—	—	—
債券	610,775	608,337	2,437	964	3,401
国債	579,369	577,180	2,188	893	3,082
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	31,405	31,156	248	70	319
その他	71,671	59,563	12,108	357	12,466
合計	682,470	667,924	14,546	1,321	15,868

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。
- 当連結会計年度における減損処理額は2,598百万円であります。
4. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額は 9,946百万円であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	67,320	282	536

５．時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年３月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	111
非上場外国証券	66
事業債	24,976
みなし有価証券	541
信託受益権（買入金銭債権）	5,910

６．保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

７．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年３月31日現在)

	１年以内(百万円)	１年超５年以内 (百万円)	５年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	195,543	213,117	72,388	152,264
国債	177,765	203,103	65,034	131,276
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	17,777	10,013	7,353	20,988
その他	1,424	18,274	19,333	19,521
合計	196,967	231,391	91,721	171,786

（注）住宅金融公庫債券(貸付債権担保Ｓ種及び貸付債権担保)は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

当連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	25	25	0	0	—
地方債	7,023	7,094	71	71	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	7,048	7,120	72	72	—

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	28	25	3	—	3
債券	443,334	448,368	5,033	6,436	1,403
国債	416,594	422,976	6,382	6,421	39
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	26,740	25,391	1,348	15	1,363
その他	73,323	68,576	4,746	1,238	5,985
合計	516,686	516,969	283	7,675	7,391

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当連結会計年度の減損処理額は5,577百万円であります。

4. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額は2,701百万円であります。

5. 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価格を時価として付しております。

この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が9,626百万円、その他有価証券評価差額金が8,419百万円、繰延税金負債が1,207百万円、それぞれ増加しております。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	353,206	1,262	2,941

６．時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年３月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1
非上場外国証券	54
事業債	18,958
みなし有価証券	392
信託受益権(買入金銭債権)	58,125
非連結子会社・関連会社株式	1,023

７．保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

８．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年３月31日現在)

	１年以内(百万円)	１年超５年以内 (百万円)	５年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	149,054	134,716	81,665	108,938
国債	133,821	122,570	78,771	87,837
地方債	—	7,023	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	15,233	5,123	2,893	21,100
その他	5,289	67,010	43,825	8,201
合計	154,343	201,727	125,490	117,139

(注) 住宅金融公庫債券(貸付債権担保５種及び貸付債権担保)は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	35,750	6,332

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	6,272	1,096

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,636
その他有価証券	4,636
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,636
(-)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,636

(注) 1. 評価差額からは組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額 9,946百万円を除いております。

2. 時価のない外貨建その他有価証券に係わる為替換算差額 13百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度

○ その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	2,966
その他有価証券	2,966
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	1,207
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,759
(-)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,759

(注) 1. 評価差額からは組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額 2,701百万円を除いております。

2. 時価のない外貨建その他有価証券に係わる為替換算差額 11百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、次のとおりであります。

- ・金利関連取引 金利スワップション
- ・通貨関連取引 為替予約
- ・株式関連取引 株式指数先物

その他として複合金融商品に組込まれたクレジットデリバティブ取引等であります。

なお、連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 取組方針

当行では、行内で定めるリスク管理運営方針に基づき、顧客の金利に係わるリスクヘッジニーズに対応するため、また、当行の市場リスクの適切な管理を目的とし、デリバティブ取引を利用しております。

(3) 利用目的

上記(2)取組方針に基づき、デリバティブ取引を行っております。

なお、一部の為替予約取引につきましては、外貨建有価証券取引をヘッジ対象、為替予約取引をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する為替変動リスクの軽減をヘッジ方針とした、ヘッジ会計を行っており、ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっております。また、ヘッジの有効性の評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎に判断しております。

(4) リスクの内容

当行の行うデリバティブ取引は、マーケットの変動により損失を被るリスク(市場リスク)と、取引相手方の契約不履行により経済的毀損を被るリスク(信用リスク)があります。

(5) リスク管理体制

当行はリスク管理部を中心とした総合的なリスク管理体制を執っており、当行の総体的なリスクを四半期で経営陣に報告しております。規定についてはリスクの源泉・運営方針・管理方針等を定めた「リスク管理基本ポリシー」のもと、各種のリスクについて各々独立した管理規程を制定しております。市場リスクに関する管理方針は「市場リスク管理規程」に規定し、これを遵守しております。

(6) 定量的情報の補足説明

デリバティブ取引に係わる「契約額等」は名目上の契約額又は計算上の想定元本であり、それ自体がリスク額を意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	64,406	64,406	1,379	1,379
	買建	64,524	64,524	1,377	1,377
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップション取引には、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	34,102	7	214	214
	買建	54,961	41	210	210
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	425	425

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(3) 株式関連取引(平成20年 3 月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	2,182	—	25	25
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等ス ワップ				
	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・株 価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	25	25

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成20年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成20年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年 3 月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォル ト・オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	16,700	16,700	9,828	9,828
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	9,828	9,828

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、次のとおりであります。

- ・金利関連取引 金利スワップション
- ・通貨関連取引 為替予約
- ・株式関連取引 株式指数先物
- ・債券関連取引 債券先物

その他として複合金融商品に組込まれたクレジットデリバティブ取引等であります。

なお、連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 取組方針

当行では、行内で定めるリスク管理運営方針に基づき、顧客の金利に係わるリスクヘッジニーズに対応するため、また、当行の市場リスクの適切な管理を目的とし、デリバティブ取引を利用しております。

(3) 利用目的

上記(2)取組方針に基づき、デリバティブ取引を行っております。

なお、一部の為替・債券・株式関連取引につきましては、有価証券取引をヘッジ対象、それに対応するデリバティブ取引をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する市場変動リスクの軽減をヘッジ方針とした、ヘッジ会計を行っており、ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理、ないし時価ヘッジ処理によっております。

また、ヘッジの有効性の評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎に判断しております。

(4) リスクの内容

当行の行うデリバティブ取引は、マーケットの変動により損失を被るリスク(市場リスク)と、取引相手方の契約不履行により経済的毀損を被るリスク(信用リスク)があります。

(5) リスク管理体制

当行はリスク管理部を中心とした総合的なリスク管理体制を執っており、当行の総体的なリスクを月次で経営陣に報告しております。規定についてはリスクの源泉・運営方針・管理方針等を定めた「統合的リスク管理規程」のもと、各種のリスクについて各々独立した管理規程を制定しております。市場リスクに関する管理方針は「市場リスク管理規程」に規定し、これを遵守しております。

(6) 定量的情報の補足説明

デリバティブ取引に係わる「契約額等」は名目上の契約額又は計算上の想定元本であり、それ自体がリスク額を意味するものではありません。

２．取引の時価等に関する事項

(１) 金利関連取引(平成21年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	74,664	74,664	2,257	2,257
	買建	74,662	74,662	2,290	2,290
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	32	32

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

３．金利スワップション取引には、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。

(２) 通貨関連取引(平成21年３月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	19,076	82	164	164
	買建	51,519	435	575	575
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	410	410

(注) １．上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２．時価の算定

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(3) 株式関連取引(平成21年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成21年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成21年 3 月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年 3 月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォル ト・オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	5,000	3,000	11	11
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	11	11

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、退職金制度として平成19年4月より確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

該当事項はありません。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用(確定拠出年金への掛金拠出額)	15	14
退職給付費用	15	14

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名、従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成13年6月18日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

	平成13年 6 月18日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,530株
付与日	平成13年 8 月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年 8 月20日 至 平成23年 6 月18日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成13年 9 月10日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 9 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 230株
付与日	平成13年 9 月26日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年 9 月26日 至 平成23年 9 月10日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 4 名、従業員 5 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成14年10月31日 至 平成24年 6 月20日

	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,000株
付与日	平成14年 9 月30日、平成15年 1 月 6 日、平成15年 3 月31日及び平成15年 6 月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成16年 9 月30日 至 平成24年 6 月20日、 自 平成17年 1 月 6 日 至 平成24年 6 月20日、 自 平成17年 3 月31日 至 平成24年 6 月20日及び 自 平成17年 6 月18日 至 平成24年 6 月20日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 名、アドバイザー・コミッティーメンバー 6 名、コンサルタント 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,600株
付与日	平成15年 5 月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年 5 月30日 至 平成24年 6 月20日

	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 4 名、従業員 5 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成15年 6 月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年 6 月18日 至 平成24年 6 月20日

	平成15年 6 月19日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 5 名、従業員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株
付与日	平成16年 3 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年 3 月31日 至 平成25年 6 月19日

	平成15年 6 月19日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員94名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,940株
付与日	平成15年11月28日、平成16年 2 月29日及び平成16年 6 月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成25年 6 月19日、 自 平成18年 2 月29日 至 平成25年 6 月19日及び 自 平成18年 6 月18日 至 平成25年 6 月19日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150株
付与日	平成16年11月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年11月30日 至 平成26年 6 月24日

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	コンサルタント 3 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 330株
付与日	平成17年 1 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年 1 月31日 至 平成26年 6 月24日

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 9 名、コンサルタント 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,420株
付与日	平成17年 2 月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年 2 月10日 至 平成26年 6 月24日

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	コンサルタント 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株
付与日	平成17年 3 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年 3 月31日 至 平成26年 6 月24日

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 710株
付与日	平成16年10月20日、平成16年11月30日及び平成17年 1 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成18年10月20日 至 平成26年 6 月24日、 自 平成18年11月30日 至 平成26年 6 月24日及び 自 平成19年 1 月31日 至 平成26年 6 月24日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 6 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,050株
付与日	平成17年 2 月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年 2 月10日 至 平成26年 6 月24日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員59名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,240株
付与日	平成17年 3 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年 3 月31日 至 平成26年 6 月24日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役13名、従業員54名、コンサルタント 3 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,460株
付与日	平成17年 8 月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年 8 月15日 至 平成27年 6 月29日及び 自 平成19年11月15日 至 平成27年 6 月29日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年11月15日 至 平成27年 6 月29日

	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,040株
付与日	平成18年 3 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年 3 月31日 至 平成27年 6 月29日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年 5 月 1 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年 5 月 1 日 至 平成27年 6 月29日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成18年 3 月 6 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 名、監査役 2 名、従業員 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年 3 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年 3 月31日 至平成28年 3 月 6 日

	平成18年 3 月 6 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	監査役 2 名、従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年 3 月31日、平成18年 7 月 5 日及び平成19年 3 月 5 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年 3 月31日 至 平成28年 3 月 6 日、 自 平成20年 7 月 5 日 至 平成28年 3 月 6 日及び 自 平成21年 3 月 5 日 至 平成28年 3 月 6 日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成18年 6 月 9 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 9 名、監査役 2 名、従業員163名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,920株
付与日	平成19年 3 月 5 日及び平成19年 3 月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年 3 月 5 日 至 平成28年 6 月 9 日及び 自 平成21年 3 月30日 至 平成28年 6 月 9 日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成18年 6 月 9 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 8 名、従業員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成19年 3 月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年 3 月30日 至 平成28年 6 月 9 日

	平成18年 6 月 9 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 4 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 80株
付与日	平成19年 4 月27日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年 4 月27日 至 平成28年 6 月 9 日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

(注) 株式数に換算して記載しております。

「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

(1)行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所（本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。）に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が

行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。

- (2)新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3)新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4)新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5)新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6)新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7)新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9)「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	平成12年 9 月26日 株主総会決議	平成13年 2 月22日 株主総会決議	平成13年 6 月18日 株主総会決議	平成13年 6 月18日 株主総会決議	平成13年 9 月10日 株主総会決議	平成14年 6 月20日 株主総会決議
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	2,410	1,280	—	830	10	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	10	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	2,410	1,280	—	830	—	—
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	—	—	3,875	—	—	3,030
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	3,875	—	—	3,030
	平成14年 6 月20日 株主総会決議	平成14年 6 月20日 株主総会決議	平成14年 6 月20日 株主総会決議	平成15年 6 月19日 株主総会決議	平成15年 6 月19日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	1,570	—	—	—	3,010	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	90	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	1,570	—	—	—	2,920	—
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	—	2,600	2,000	7,720	—	150
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	50	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	2,600	2,000	7,670	—	150

	平成16年 6 月24日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	—	—	—	630	1,600	1,080
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	10	—	30
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	620	1,600	1,050
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	330	7,420	100	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	330	7,420	100	—	—	—

	平成17年 6 月29日 株主総会決議	平成17年 6 月29日 株主総会決議	平成17年 6 月29日 株主総会決議	平成17年 6 月29日 株主総会決議	平成18年 3 月 6 日 株主総会決議	平成18年 3 月 6 日 株主総会決議
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	8,000	—	680	500	—	500
付与	—	—	—	—	—	—
失効	30	—	50	—	—	40
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	7,970	—	630	500	—	460
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	—	2,000	—	—	450	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	2,000	—	—	450	—

	平成18年 6 月 9 日 株主総会決議	平成18年 6 月 9 日 株主総会決議	平成18年 6 月 9 日 株主総会決議
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	5,920	—	—
付与	—	—	80
失効	65	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	5,855	—	80
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	2,000	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	2,000	—

単価情報

	平成12年 9月26日 株主総会決議	平成13年 2月22日 株主総会決議	平成13年 6月18日 株主総会決議	平成13年 6月18日 株主総会決議	平成13年 9月10日 株主総会決議	平成14年 6月20日 株主総会決議
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	65,000	82,500
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

	平成14年 6月20日 株主総会決議	平成14年 6月20日 株主総会決議	平成14年 6月20日 株主総会決議	平成15年 6月19日 株主総会決議	平成15年 6月19日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議
権利行使価格(円)	75,000	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

	平成16年 6月24日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議
権利行使価格(円)	88,000	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

	平成17年 6月29日 株主総会決議	平成17年 6月29日 株主総会決議	平成17年 6月29日 株主総会決議	平成18年 3月 6日 株主総会決議	平成18年 3月 6日 株主総会決議
権利行使価格(円)	150,000	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—

	平成17年 6月29日 株主総会決議	平成18年 3月 6日 株主総会決議	平成18年 6月 9日 株主総会決議	平成18年 6月 9日 株主総会決議	平成18年 6月 9日 株主総会決議
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

4. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円

当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(注) 上記3.4については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名、従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役2名、従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成13年6月18日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

	平成13年 6 月18日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,530株
付与日	平成13年 8 月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年 8 月20日 至 平成23年 6 月18日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 4 名、従業員 5 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成14年10月31日 至 平成24年 6 月20日

	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,000株
付与日	平成14年 9 月30日、平成15年 1 月 6 日、平成15年 3 月31日及び平成15年 6 月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成16年 9 月30日 至 平成24年 6 月20日、 自 平成17年 1 月 6 日 至 平成24年 6 月20日、 自 平成17年 3 月31日 至 平成24年 6 月20日及び 自 平成17年 6 月18日 至 平成24年 6 月20日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 名、アドバイザー・コミッティーメンバー 6 名、コンサルタント 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,600株
付与日	平成15年 5 月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年 5 月30日 至 平成24年 6 月20日

	平成14年 6 月20日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 4 名、従業員 5 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成15年 6 月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年 6 月18日 至 平成24年 6 月20日

	平成15年 6 月19日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 5 名、従業員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株
付与日	平成16年 3 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年 3 月31日 至 平成25年 6 月19日

	平成15年 6 月19日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員94名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,940株
付与日	平成15年11月28日、平成16年 2 月29日及び平成16年 6 月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成25年 6 月19日、 自 平成18年 2 月29日 至 平成25年 6 月19日及び 自 平成18年 6 月18日 至 平成25年 6 月19日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150株
付与日	平成16年11月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年11月30日 至 平成26年 6 月24日

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	コンサルタント 3 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 330株
付与日	平成17年 1 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年 1 月31日 至 平成26年 6 月24日

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 9 名、コンサルタント 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,420株
付与日	平成17年 2 月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年 2 月10日 至 平成26年 6 月24日

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	コンサルタント 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株
付与日	平成17年 3 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年 3 月31日 至 平成26年 6 月24日

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 710株
付与日	平成16年10月20日、平成16年11月30日及び平成17年 1 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成18年10月20日 至 平成26年 6 月24日、 自 平成18年11月30日 至 平成26年 6 月24日及び 自 平成19年 1 月31日 至 平成26年 6 月24日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 6 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,050株
付与日	平成17年 2 月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年 2 月10日 至 平成26年 6 月24日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成16年 6 月24日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員59名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,240株
付与日	平成17年 3 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年 3 月31日 至 平成26年 6 月24日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役13名、従業員54名、コンサルタント 3 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,460株
付与日	平成17年 8 月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年 8 月15日 至 平成27年 6 月29日及び 自 平成19年11月15日 至 平成27年 6 月29日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年11月15日 至 平成27年 6 月29日

	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,040株
付与日	平成18年 3 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年 3 月31日 至 平成27年 6 月29日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成17年 6 月29日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年 5 月 1 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年 5 月 1 日 至 平成27年 6 月29日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成18年 3 月 6 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 1 名、監査役 2 名、従業員 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年 3 月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年 3 月31日 至平成28年 3 月 6 日

	平成18年 3 月 6 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	監査役 2 名、従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年 3 月31日、平成18年 7 月 5 日及び平成19年 3 月 5 日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年 3 月31日 至 平成28年 3 月 6 日、 自 平成20年 7 月 5 日 至 平成28年 3 月 6 日及び 自 平成21年 3 月 5 日 至 平成28年 3 月 6 日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成18年 6 月 9 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 9 名、監査役 2 名、従業員163名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,920株
付与日	平成19年 3 月 5 日及び平成19年 3 月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年 3 月 5 日 至 平成28年 6 月 9 日及び 自 平成21年 3 月30日 至 平成28年 6 月 9 日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成18年 6 月 9 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 8 名、従業員 2 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成19年 3 月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年 3 月30日 至 平成28年 6 月 9 日

	平成18年 6 月 9 日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員 4 名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 80株
付与日	平成19年 4 月27日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年 4 月27日 至 平成28年 6 月 9 日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

	平成19年 6 月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 850株
付与日	平成20年 6 月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年 6 月25日 至 平成29年 6 月26日

	平成19年 6 月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員205名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,000株
付与日	平成20年 6 月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は (1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件 (2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成22年 6 月25日 至 平成28年 6 月26日 (ただし権利行使条件 (1)を満たした場合)

(注) 株式数に換算して記載しております。

「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1)行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所（本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。）に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2)新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3)新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4)新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5)新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6)新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7)新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9)「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	平成12年 9 月26日 株主総会決議	平成13年 2 月22日 株主総会決議	平成13年 6 月18日 株主総会決議	平成13年 6 月18日 株主総会決議	平成14年 6 月20日 株主総会決議	平成14年 6 月20日 株主総会決議
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	2,410	1,280	—	830	—	1,570
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	2,410	1,280	—	830	—	1,570
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	—	—	3,875	—	3,030	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	3,875	—	3,030	—
	平成14年 6 月20日 株主総会決議	平成14年 6 月20日 株主総会決議	平成15年 6 月19日 株主総会決議	平成15年 6 月19日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	—	—	—	2,920	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	2,920	—	—
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	2,600	2,000	7,670	—	150	330
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	2,600	2,000	7,670	—	150	330

	平成16年 6 月24日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議	平成16年 6 月24日 株主総会決議	平成17年 6 月29日 株主総会決議
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	—	—	620	1,600	1,050	7,970
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	620	1,600	1,050	7,970
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	7,420	100	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	7,420	100	—	—	—	—

	平成17年 6 月29日 株主総会決議	平成17年 6 月29日 株主総会決議	平成17年 6 月29日 株主総会決議	平成18年 3 月 6 日 株主総会決議	平成18年 3 月 6 日 株主総会決議
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	630	500	—	460
付与	—	—	—	—	—
失効	—	30	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	600	500	—	460
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	2,000	—	—	450	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	2,000	—	—	450	—

	平成18年 6 月 9 日 株主総会決議	平成18年 6 月 9 日 株主総会決議	平成18年 6 月 9 日 株主総会決議	平成19年 6 月26日 株主総会決議	平成19年 6 月26日 株主総会決議
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	5,855	—	80	—	—
付与	—	—	—	850	3,000
失効	95	—	—	—	150
権利確定	—	—	—	850	—
未確定残	5,760	—	80	—	2,850
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	—	2,000	—	850	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	2,000	—	850	—

単価情報

	平成12年 9月26日 株主総会決議	平成13年 2月22日 株主総会決議	平成13年 6月18日 株主総会決議	平成13年 6月18日 株主総会決議	平成14年 6月20日 株主総会決議	平成14年 6月20日 株主総会決議
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	82,500	75,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

	平成14年 6月20日 株主総会決議	平成14年 6月20日 株主総会決議	平成15年 6月19日 株主総会決議	平成15年 6月19日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議
権利行使価格(円)	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000	88,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

	平成16年 6月24日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議	平成16年 6月24日 株主総会決議	平成17年 6月29日 株主総会決議
権利行使価格(円)	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000	150,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

	平成17年 6月29日 株主総会決議	平成17年 6月29日 株主総会決議	平成18年 3月 6日 株主総会決議	平成18年 3月 6日 株主総会決議
権利行使価格(円)	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—

	平成17年 6月29日 株主総会決議	平成18年 3月 6日 株主総会決議	平成18年 6月 9日 株主総会決議	平成18年 6月 9日 株主総会決議	平成18年 6月 9日 株主総会決議	平成19年 6月26日 株主総会決議
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000	100,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—	—	—

	平成19年 6月26日 株主総会決議
権利行使価格(円)	100,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

4. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円

当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(注) 上記3. 4については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)																																																		
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>11,133 百万円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td>791</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>703</td></tr> <tr> <td>税務上の繰延資産の償却超過額</td><td>106</td></tr> <tr> <td>有価証券等償却</td><td>1,366</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,886</td></tr> <tr> <td>連結会社間内部利益消去</td><td>9</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>321</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>16,319</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>16,289</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>30</td></tr> </table> 2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	税務上の繰越欠損金	11,133 百万円	貸倒引当金	791	減価償却超過額	703	税務上の繰延資産の償却超過額	106	有価証券等償却	1,366	その他有価証券評価差額金	1,886	連結会社間内部利益消去	9	その他	321	繰延税金資産小計	16,319	評価性引当額	16,289	繰延税金資産合計	30	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>17,760 百万円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td>5,204</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>702</td></tr> <tr> <td>税務上の繰延資産の償却超過額</td><td>84</td></tr> <tr> <td>有価証券等償却</td><td>3,230</td></tr> <tr> <td>連結会社間内部利益消去</td><td>7</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>704</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>27,695</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>27,670</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>24</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td> その他有価証券評価差額金</td><td>1,207</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>1,207</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td><td>1,182百万円</td></tr> </table> 2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	税務上の繰越欠損金	17,760 百万円	貸倒引当金	5,204	減価償却超過額	702	税務上の繰延資産の償却超過額	84	有価証券等償却	3,230	連結会社間内部利益消去	7	その他	704	繰延税金資産小計	27,695	評価性引当額	27,670	繰延税金資産合計	24	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	1,207	繰延税金負債合計	1,207	繰延税金負債の純額	1,182百万円
税務上の繰越欠損金	11,133 百万円																																																		
貸倒引当金	791																																																		
減価償却超過額	703																																																		
税務上の繰延資産の償却超過額	106																																																		
有価証券等償却	1,366																																																		
その他有価証券評価差額金	1,886																																																		
連結会社間内部利益消去	9																																																		
その他	321																																																		
繰延税金資産小計	16,319																																																		
評価性引当額	16,289																																																		
繰延税金資産合計	30																																																		
税務上の繰越欠損金	17,760 百万円																																																		
貸倒引当金	5,204																																																		
減価償却超過額	702																																																		
税務上の繰延資産の償却超過額	84																																																		
有価証券等償却	3,230																																																		
連結会社間内部利益消去	7																																																		
その他	704																																																		
繰延税金資産小計	27,695																																																		
評価性引当額	27,670																																																		
繰延税金資産合計	24																																																		
繰延税金負債																																																			
その他有価証券評価差額金	1,207																																																		
繰延税金負債合計	1,207																																																		
繰延税金負債の純額	1,182百万円																																																		

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で登録金融機関業務及びソフトウェア受託開発業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で登録金融機関業務、ソフトウェア受託開発業及び信託業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前連結会計年度(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	楽天株式会社	東京都品川区	107,546	インターネットサービス業	(被所有)直接58.80	役員の兼任従業員の出向	第三者割当増資	9,900	—	—

(注) 平成21年2月10日付で楽天株式会社が当行の親会社となっておりますが、当連結会計年度におきましては事業上の重要なものではありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
記載すべき重要なものではありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	楽天KC株式会社	福岡県福岡市博多区	3,055	クレジット・ペイメント事業	—	役員の兼任債権の引受	受益権の購入	18,000	買入金銭債権	18,000
同一の親会社をもつ会社	楽天クレジット株式会社	東京都品川区	4,450	クレジット・ペイメント事業	—	役員の兼任	貸出金	94,000	貸出金	94,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件は、当行と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。
2. 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連子会社との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

楽天株式会社(ジャスダック証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、記載すべき重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	23,674.56	11,529.58
1 株当たり当期純利益金額 (は 1 株当たり当期純損失金額)	円	35,555.38	41,510.98
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	円	—	—

(注) 1 株当たりの純資産額、1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

(1) 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)	当連結会計年度末 (平成21年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	16,336	20,843
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	643	455
(うち少数株主持分)	643	455
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	15,693	20,387
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	662	1,769

(2) 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

		前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額			
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	23,403	34,866
普通株式にかかる当期純利益(は普 通株式にかかる当期純損失)	百万円	23,403	34,866
普通株式の期中平均株式数	千株	658	841
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後 1 株当たり当期純利益金額の 算定に含めなかった潜在株式の概要		当行の発行する新株引 受権 4 種類(目的となる株 式の数8,395株) 当行の発行する新株予 約権22種類(新株予約権の 数51,005個) なお、上記概要は「第 4 提出会社の概況」に記載 のとおり。	当行の発行する新株引 受権 4 種類(目的となる株 式の数8,395株) 当行の発行する新株予 約権24種類(新株予約権の 数54,580個) なお、上記概要は「第 4 提出会社の概況」に記載 のとおり。

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、純損失が計上されているため記載しておりませ
ん。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
連結子会社であるイートラスト信託株式会社は、平成20年4月1日に信託業法第3条に規定する信託業の免許を取得いたしました。これによりイートラスト信託株式会社は平成20年4月8日より営業を開始しております。	1. (重要な企業結合) 平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年4月1日付で楽天クレジット株式会社のカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含む。）を吸収分割により当行が承継いたしました。 (1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 対象となった事業の名称及びその事業の内容 楽天クレジットが運営するカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含み、長期延滞債権の管理並びに審査・保証業務は含まない。） 企業結合の法的形式 楽天クレジットを分割会社とし、当行を承継会社とする吸収分割であります。 結合後企業の名称 イーバンク銀行株式会社 取引の目的を含む取引の概要 楽天クレジット株式会社の有するカードローン事業における、顧客基盤、ノウハウ、インフラを承継することで、当行の個人向けローン事業の展開を、スピード感をもって行うことを目的として、当該吸収分割により当該カードローン事業を承継するものであります。 (2) 実施する会計処理の概要 「企業結合に関する会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日 改正平成20年12月26日 企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 最終改正平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。 2. (吸収分割に対する反対株主からの自己株式の買取) 当行は、平成21年4月1日付で、楽天クレジット株式会社のカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含む。）を吸収分割により当行が承継いたしました。 当該吸収分割に反対する株主より、会社法797条1項による当行株式の買取請求があったことにより、下記の通り自己株式の買取を行っております。 (1) 反対株主 28名 (2) 買取請求を受けた期間 平成21年3月12日～平成21年3月31日 (3) 買取請求株式数 普通株式 137,133株 (4) 買取株式数 普通株式 137,133株 (5) 取得価額 4,113,990,000円 (1株につき30,000円) (6) 取得期間 平成21年4月1日～平成21年4月30日

前連結会計年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	3. 当行は平成21年 5 月27日開催の取締役会決議に基づく「資本金の額の減少の件」「資本準備金の額の減少の件」「剰余金の処分の件」の議案について、平成21年 6 月29日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認決議されました。 (1) 資本金及び資本準備金の額の減少の目的 累積損失を一掃し財務内容の健全化を図るため。 (2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容 減少する資本金及び資本準備金の額 資本金の額31,511,594,116円、資本準備金の額16,583,325,000円をそれぞれ減少します。なお、減少後の資本金の額は23,485,735,884円、資本準備金の額は0円となります。 資本金の額の減少方法 発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであります。 (3) 剰余金処分の内容 資本金及び資本準備金の額の減少によりその他資本剰余金が増加いたしますが、その他資本剰余金58,532,175,961円を欠損填補に充て0円とし、繰越利益剰余金は0円となります。 (4) 日程 取締役会決議日 平成21年 5 月27日 債権者異議申述公告日 平成21年 6 月 3 日 定時株主総会決議日 平成21年 6 月29日 債権者異議申述最終日(予定) 平成21年 7 月 3 日 効力発生日(予定) 平成21年 7 月17日 (5) その他重要な項目 「資本金の額の減少の件」について、金融庁長官の認可を得られることが効力発生の条件となっており、効力が発生しない場合には、その他資本剰余金を27,020,581,845円を欠損填補に充て0円とし、繰越利益剰余金は27,020,581,845円増加し31,511,594,116円となります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第1回劣後特約付 無担保社債	平成20年3月31日	10,000	10,000	5.91 (注)	なし	平成27年3月31日
合計	—	—	10,000	10,000	—	—	—

(注) 1. 変動利率であり、ロンドン銀行間金利(6ヶ月)に基づき決定された表面利率を記載しております。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年 3 月31日)	当事業年度 (平成21年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	54,157	68,027
現金	2	0
預け金	54,155	68,027
コールローン	-	5,000
買入金銭債権	31,052	78,069
金銭の信託	4 35,750	6,272
有価証券	1, 4 669,217	1, 2, 4 525,148
国債	577,180	422,976
地方債	-	7,023
社債	56,132	44,350
株式	825	645
その他の証券	35,078	50,153
投資損失引当金	-	578
貸出金	-	3 94,700
証書貸付	-	94,700
外国為替	1,791	735
外国他店預け	1,791	735
その他資産	13,623	13,722
未決済為替貸	4,222	2,573
前払費用	257	216
未収収益	1,333	1,254
先物取引差入証拠金	3,082	3,876
金融派生商品	2,494	4,635
その他の資産	4 2,232	4 1,166
有形固定資産	5 818	5 601
建物	77	60
その他の有形固定資産	740	540
無形固定資産	6,272	6,306
ソフトウェア	5,850	5,823
ソフトウェア仮勘定	417	477
その他の無形固定資産	4	5
貸倒引当金	1,944	12,791
資産の部合計	810,738	785,212

	前事業年度 (平成20年 3 月31日)	当事業年度 (平成21年 3 月31日)
負債の部		
預金	760,198	735,069
普通預金	199,883	279,734
定期預金	525,642	401,593
その他の預金	34,671	53,741
社債	⁶ 10,000	⁶ 10,000
その他負債	24,702	18,028
未決済為替借	2,546	4,051
未払法人税等	50	123
未払費用	6,442	6,411
前受収益	722	161
先物取引受入証拠金	2,705	3,891
金融派生商品	1,829	2,290
未払金	10,149	-
その他の負債	254	1,097
賞与引当金	113	111
ポイント引当金	100	198
偶発損失引当金	-	349
特別法上の引当金	0	2
金融商品取引責任準備金	0	2
繰延税金負債	-	1,207
負債の部合計	795,115	764,968
純資産の部		
資本金	38,414	54,997
資本剰余金	5,437	22,020
資本準備金	-	16,583
その他資本剰余金	5,437	5,437
利益剰余金	23,591	58,532
その他利益剰余金	23,591	58,532
繰越利益剰余金	23,591	58,532
自己株式	-	1
株主資本合計	20,259	18,484
その他有価証券評価差額金	4,636	1,759
評価・換算差額等合計	4,636	1,759
純資産の部合計	15,623	20,243
負債及び純資産の部合計	810,738	785,212

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
経常収益	18,120	21,465
資金運用収益	7,173	7,813
貸出金利息	-	29
有価証券利息配当金	5,938	6,585
コールローン利息	207	74
預け金利息	73	51
その他の受入利息	954	1,072
役務取引等収益	8,152	10,138
受入為替手数料	2,172	2,608
その他の役務収益	5,979	7,530
その他業務収益	863	3,391
外国為替売買益	-	2,011
国債等債券売却益	229	1,210
その他の業務収益	634	169
その他経常収益	1,930	121
株式等売却益	50	3
金銭の信託運用益	1,585	-
その他の経常収益	294	118
経常費用	40,701	55,987
資金調達費用	4,645	6,513
預金利息	4,645	5,923
コールマネー利息	0	-
社債利息	-	589
役務取引等費用	3,262	3,848
支払為替手数料	1,041	1,274
その他の役務費用	2,221	2,573
その他業務費用	13,031	17,382
外国為替売買損	685	-
国債等債券売却損	446	1,105
国債等債券償還損	-	1,028
国債等債券償却	1,907	1,478
金融派生商品費用	9,992	9,342
その他の業務費用	-	4,426
営業経費	14,044	11,930
その他経常費用	5,716	16,312
貸倒引当金繰入額	1,689	11,856
株式等売却損	117	1,239
株式等償却	1,396	1,121
金銭の信託運用損	2,427	1,503
その他の経常費用	85	590

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
経常損失 ()	22,580	34,521
特別損失	1,004	409
固定資産処分損	972	17
金融商品取引責任準備金繰入額	0	2
偶発損失引当金繰入額	-	349
その他の特別損失	31	40
税引前当期純損失 ()	23,585	34,931
法人税、住民税及び事業税	6	8
法人税等合計		8
当期純損失 ()	23,591	34,940

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	32,335	38,414
当期変動額		
新株の発行	6,078	16,583
当期変動額合計	6,078	16,583
当期末残高	38,414	54,997
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
新株の発行	6,075	16,583
準備金から剰余金への振替	6,075	-
当期変動額合計	-	16,583
当期末残高	-	16,583
その他資本剰余金		
前期末残高	-	5,437
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	6,075	-
欠損填補	637	-
当期変動額合計	5,437	-
当期末残高	5,437	5,437
資本剰余金合計		
前期末残高	-	5,437
当期変動額		
新株の発行	6,075	16,583
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	637	-
当期変動額合計	5,437	16,583
当期末残高	5,437	22,020
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	637	23,591
当期変動額		
当期純損失()	23,591	34,940
欠損填補	637	-
当期変動額合計	22,954	34,940
当期末残高	23,591	58,532

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	637	23,591
当期変動額		
当期純損失（ ）	23,591	34,940
欠損填補	637	-
当期変動額合計	22,954	34,940
当期末残高	23,591	58,532
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	1
当期変動額合計	-	1
当期末残高	-	1
株主資本合計		
前期末残高	31,697	20,259
当期変動額		
新株の発行	12,153	33,166
当期純損失（ ）	23,591	34,940
欠損填補	-	-
自己株式の取得	-	1
当期変動額合計	11,438	1,775
当期末残高	20,259	18,484
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,724	4,636
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,911	6,395
当期変動額合計	2,911	6,395
当期末残高	4,636	1,759
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,724	4,636
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,911	6,395
当期変動額合計	2,911	6,395
当期末残高	4,636	1,759

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
純資産合計		
前期末残高	29,972	15,623
当期変動額		
新株の発行	12,153	33,166
当期純損失（ ）	23,591	34,940
自己株式の取得	-	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,911	6,395
当期変動額合計	14,349	4,620
当期末残高	15,623	20,243

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当事業年度は残高はありません。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 同 左 (2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ48百万円増加しております。 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 その他：3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。	同 左

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 従来、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額は全額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益により処理しておりましたが、外貨建その他有価証券と外貨建負債の換算に係る損益を同一の会計年度に認識するため、当事業年度から外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益、それ以外の差額については為替差損益としております。 この変更により、従来の方法によった場合に比べ、その他業務収益が130百万円、その他業務費用が130百万円、それぞれ増加しております。
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
	—	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同 左

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	(4) ポイント引当金 ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。 — (6) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(4) ポイント引当金 同 左 (5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。 (6) 金融商品取引責任準備金 同 左
8．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 4月 1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9．ヘッジ会計の方法	為替変動リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段...為替予約 ・ヘッジ対象...外貨建有価証券 ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。	ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段...為替予約、債券先物、株式指数先物 ・ヘッジ対象...外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託 ヘッジ方針 行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。 ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。
10．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	同 左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年 6月15日付及び同 7月 4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 —	— (リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年 3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年 4月 1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度において、「その他負債」中の「その他の負債」に含めて表示しておりました「未払金」については、負債及び純資産の合計額の1/100を超えたため、当事業年度においては区分掲記することといたしました。 なお、前事業年度においては「その他負債」中の「その他の負債」に256百万円含まれております。 —	— (貸借対照表) 前事業年度において区分掲記しておりました、「未払金」については、負債及び純資産の合計額の1/100以下になったため、当事業年度においては「その他負債」中の「その他の負債」に含めて表示しております。 なお、当事業年度においては「その他負債」中の「その他の負債」に560百万円含まれております。

【追加情報】

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
—	(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価格を時価として付しております。 この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が9,626百万円、その他有価証券評価差額金が8,419百万円、繰延税金負債が1,207百万円、それぞれ増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンベクシティ調整後)の合計値としており、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等が主な価格決定変数であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 関係会社の株式総額 740百万円	1. 関係会社の株式及び出資総額 1,693百万円
2. —	2. 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に15,792百万円含まれております。
3. —	3. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したものと及び、分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。
4. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,626百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,004百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は258百万円であります。	4. 為替決済、デリバティブ取引等の取引及び信用状発行の担保として、有価証券36,329百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は498百万円であります。
5. 有形固定資産の減価償却累計額 982百万円	5. 有形固定資産の減価償却累計額 1,343百万円
6. 社債は、全額劣後特約付社債であります。	6. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. その他の特別損失には、商標特許仮払金の費用処理額31百万円を含んでおります。	1. その他の特別損失には、吸収分割により当行が承継することに伴い発生した費用40百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	—	0	—	0	(注1)
乙種優先株式	—	999	999	—	(注2)
合計	—	999	999	0	

(注) 1. 当事業年度中に増加した自己株式は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 当事業年度中に増加した自己株式は、普通株式を対価とする取得請求により取得したものであります。また、消却したことにより減少しております。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)																																																																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>34百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>—百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>26百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>26百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1 年内</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>21百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>27百万円</td></tr> </table> ・リース資産減損勘定の期末残高 —百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>9百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>8百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>—百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	動産	34百万円	その他	—百万円	合計	34百万円	動産	7百万円	その他	—百万円	合計	7百万円	動産	—百万円	その他	—百万円	合計	—百万円	動産	26百万円	その他	—百万円	合計	26百万円	1 年内	5百万円	1 年超	21百万円	合計	27百万円	支払リース料	9百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	8百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	—百万円	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>31百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>31百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>—百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>19百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>19百万円</td></tr> </table> ・未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1 年内</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>14百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20百万円</td></tr> </table> ・リース資産減損勘定の期末残高 —百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>5百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>—百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	有形固定資産	31百万円	無形固定資産	—百万円	合計	31百万円	有形固定資産	12百万円	無形固定資産	—百万円	合計	12百万円	有形固定資産	—百万円	無形固定資産	—百万円	合計	—百万円	有形固定資産	19百万円	無形固定資産	—百万円	合計	19百万円	1 年内	5百万円	1 年超	14百万円	合計	20百万円	支払リース料	5百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	0百万円	減損損失	—百万円
動産	34百万円																																																																																
その他	—百万円																																																																																
合計	34百万円																																																																																
動産	7百万円																																																																																
その他	—百万円																																																																																
合計	7百万円																																																																																
動産	—百万円																																																																																
その他	—百万円																																																																																
合計	—百万円																																																																																
動産	26百万円																																																																																
その他	—百万円																																																																																
合計	26百万円																																																																																
1 年内	5百万円																																																																																
1 年超	21百万円																																																																																
合計	27百万円																																																																																
支払リース料	9百万円																																																																																
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																																																
減価償却費相当額	8百万円																																																																																
支払利息相当額	0百万円																																																																																
減損損失	—百万円																																																																																
有形固定資産	31百万円																																																																																
無形固定資産	—百万円																																																																																
合計	31百万円																																																																																
有形固定資産	12百万円																																																																																
無形固定資産	—百万円																																																																																
合計	12百万円																																																																																
有形固定資産	—百万円																																																																																
無形固定資産	—百万円																																																																																
合計	—百万円																																																																																
有形固定資産	19百万円																																																																																
無形固定資産	—百万円																																																																																
合計	19百万円																																																																																
1 年内	5百万円																																																																																
1 年超	14百万円																																																																																
合計	20百万円																																																																																
支払リース料	5百万円																																																																																
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																																																
減価償却費相当額	5百万円																																																																																
支払利息相当額	0百万円																																																																																
減損損失	—百万円																																																																																
—	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1 年内</td><td>275百万円</td></tr> <tr><td>1 年超</td><td>49百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>325百万円</td></tr> </table>	1 年内	275百万円	1 年超	49百万円	合計	325百万円																																																																										
1 年内	275百万円																																																																																
1 年超	49百万円																																																																																
合計	325百万円																																																																																

(有価証券関係)

- 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前事業年度(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。
当事業年度(平成21年3月31日現在)
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																														
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>11,109 百万円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td>791</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>698</td></tr> <tr> <td>税務上の繰延資産の償却超過額</td><td>96</td></tr> <tr> <td>有価証券等償却</td><td>1,366</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,886</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>310</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>16,258</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>16,258</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	11,109 百万円	貸倒引当金	791	減価償却超過額	698	税務上の繰延資産の償却超過額	96	有価証券等償却	1,366	その他有価証券評価差額金	1,886	その他	310	繰延税金資産小計	16,258	評価性引当額	16,258	繰延税金資産合計	—	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>17,606 百万円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金</td><td>5,204</td></tr> <tr> <td>減価償却超過額</td><td>699</td></tr> <tr> <td>税務上の繰延資産の償却超過額</td><td>75</td></tr> <tr> <td>有価証券等償却</td><td>3,230</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>690</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>27,508</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>27,508</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>1,207</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>1,207</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td><td>1,207 百万円</td></tr> </table>	税務上の繰越欠損金	17,606 百万円	貸倒引当金	5,204	減価償却超過額	699	税務上の繰延資産の償却超過額	75	有価証券等償却	3,230	その他	690	繰延税金資産小計	27,508	評価性引当額	27,508	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	1,207	繰延税金負債合計	1,207	繰延税金負債の純額	1,207 百万円
税務上の繰越欠損金	11,109 百万円																																														
貸倒引当金	791																																														
減価償却超過額	698																																														
税務上の繰延資産の償却超過額	96																																														
有価証券等償却	1,366																																														
その他有価証券評価差額金	1,886																																														
その他	310																																														
繰延税金資産小計	16,258																																														
評価性引当額	16,258																																														
繰延税金資産合計	—																																														
税務上の繰越欠損金	17,606 百万円																																														
貸倒引当金	5,204																																														
減価償却超過額	699																																														
税務上の繰延資産の償却超過額	75																																														
有価証券等償却	3,230																																														
その他	690																																														
繰延税金資産小計	27,508																																														
評価性引当額	27,508																																														
繰延税金資産合計	—																																														
繰延税金負債																																															
その他有価証券評価差額金	1,207																																														
繰延税金負債合計	1,207																																														
繰延税金負債の純額	1,207 百万円																																														
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。																																														

(1 株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	23,531.31	11,441.20
1 株当たり当期純利益金額 (は 1 株当たり当期純損失金額)	円	35,783.48	41,546.92
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	円	—	—

(注) 1 株当たりの純資産額、1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

(1) 1 株当たり純資産額

	前事業年度末 (平成20年 3 月31日)	当事業年度末 (平成21年 3 月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	15,623	20,243
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	15,623	20,243
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	663	1,769

(2) 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額

		前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額			
当期純利益(は当期純損失)	百万円	23,591	34,940
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式にかかる当期純利益(は普通株式にかかる当期純損失)	百万円	23,591	34,940
普通株式の期中平均株式数	千株	659	841
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		当行の発行する新株引受権 4 種類(目的となる株式の数8,395株) 当行の発行する新株予約権22種類(新株予約権の数51,005個) なお、上記概要は「第 4 提出会社の概況」に記載のとおり。	当行の発行する新株引受権 4 種類(目的となる株式の数8,395株) 当行の発行する新株予約権24種類(新株予約権の数54,580個) なお、上記概要は「第 4 提出会社の概況」に記載のとおり。

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、純損失が計上されているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
—	1. (重要な企業結合) 平成21年 3 月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年 4 月 1 日付で楽天クレジット株式会社のカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含む。）を吸収分割により当行が承継いたしました。 (1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要 対象となった事業の名称及びその事業の内容 楽天クレジットが運営するカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含み、長期延滞債権の管理並びに審査・保証業務は含まない。） 企業結合の法的形式 楽天クレジットを分割会社とし、当行を承継会社とする吸収分割であります。 結合後企業の名称 イーバンク銀行株式会社 取引の目的を含む取引の概要 楽天クレジット株式会社の有するカードローン事業における、顧客基盤、ノウハウ、インフラを承継することで、当行の個人向けローン事業の展開を、スピード感をもって行うことを目的として、当該吸収分割により当該カードローン事業を承継するものであります。 (2) 実施する会計処理の概要 「企業結合に関する会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日 改正平成20年12月26日 企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 最終改正平成20年12月26日 企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。 2. (吸収分割に対する反対株主からの自己株式の買取) 当行は、平成21年 4 月 1 日付で、楽天クレジット株式会社のカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含む。）を吸収分割により当行が承継いたしました。 当該吸収分割に反対する株主より、会社法797条 1 項による当行株式の買取請求があったことにより、下記の通り自己株式の買取を行っております。 (1) 反対株主 28名 (2) 買取請求を 平成21年 3 月12日 受けた期間 ~ 平成21年 3 月31日 (3) 買取請求株 普通株式 137,133株 式数 (4) 買取株式数 普通株式 137,133株 (5) 取得価額 4,113,990,000円 (1 株につき30,000円) (6) 取得期間 平成21年 4 月 1 日 ~ 平成21年 4 月30日

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
	3. 当行は平成21年 5 月27日開催の取締役会決議に基づく「資本金の額の減少の件」「資本準備金の額の減少の件」「剰余金の処分の件」の議案について、平成21年 6 月29日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認決議されました。 (1) 資本金及び資本準備金の額の減少の目的 累積損失を一掃し財務内容の健全化を図るため。 (2) 資本金及び資本準備金の額の減少の内容 減少する資本金及び資本準備金の額 資本金の額31,511,594,116円、資本準備金の額16,583,325,000円をそれぞれ減少します。なお、減少後の資本金の額は23,485,735,884円、資本準備金の額は0円となります。 資本金の額の減少方法 発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少するものであります。 (3) 剰余金処分の内容 資本金及び資本準備金の額の減少によりその他資本剰余金が増加いたしますが、その他資本剰余金58,532,175,961円を欠損填補に充て0円とし、繰越利益剰余金は0円となります。 (4) 日程 取締役会決議日 平成21年 5 月27日 債権者異議申述公告日 平成21年 6 月 3 日 定時株主総会決議日 平成21年 6 月29日 債権者異議申述最終日(予定) 平成21年 7 月 3 日 効力発生日(予定) 平成21年 7 月17日 (5) その他重要な項目 「資本金の額の減少の件」について、金融庁長官の認可を得られることが効力発生の条件となっており、効力が発生しない場合には、その他資本剰余金を27,020,581,845円を欠損填補に充て0円とし、繰越利益剰余金は27,020,581,845円増加し31,511,594,116円となります。

【附属明細表】

当事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	119	3	17	106	46	8	60
その他の有形固定資産	1,680	157	0	1,838	1,297	357	540
有形固定資産計	1,800	161	17	1,945	1,343	366	601
無形固定資産							
ソフトウェア	9,901	1,715	10	11,606	5,782	1,737	5,823
ソフトウェア仮勘定	417	1,670	1,610	477	—	—	477
その他の無形固定資産	8	1	—	9	4	0	5
無形固定資産計	10,327	3,387	1,621	12,093	5,787	1,738	6,306

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,944	12,791	—	1,944	12,791
一般貸倒引当金	934	4,441	—	934	4,441
個別貸倒引当金	1,010	8,350	1,010	—	8,350
うち非居住者向け債権 分	—	—	—	—	—
投資損失引当金	—	578	—	—	578
偶発損失引当金	—	349	—	—	349
賞与引当金	113	111	113	—	111
ポイント引当金	100	198	—	100	198
金融商品取引責任準備金	0	2	—	—	2
計	2,157	14,032	113	2,044	14,032

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金.....洗替による取崩額

ポイント引当金.....洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	50	123	50	—	123
未払法人税等	6	8	6	—	8
未払事業税	44	114	44	—	114

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成21年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金600百万円、他の銀行への預け金67,427百万円であります。
その他の証券	外国証券44,946百万円その他であります。
前払費用	保険料98百万円、営繕費39百万円、広告宣伝費17百万円その他であります。
未収収益	有価証券利息802百万円、口座振替手数料152百万円その他であります。
その他の資産	保証金498百万円、仮払金336百万円、その他であります。

負債の部

その他の預金	外貨預金50,779百万円その他であります。
未払費用	預金利息5,572百万円その他であります。
前受収益	その他役務収益161百万円であります。
その他の負債	未払金560百万円、その他預り金260百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券、1,000株券
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	200株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。 事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.ebank.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書の訂正報告書
事業年度 第8期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書の訂正報告書を平成20年6月20日関東財務局長に提出。
- (2) 半期報告書の訂正報告書
事業年度 第9期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)の半期報告書の訂正報告書を平成20年6月20日関東財務局長に提出。
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 第9期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)の有価証券報告書及びその添付書類を平成20年6月27日関東財務局長に提出。
- (4) 有価証券届出書及びその添付書類
有価証券届出書(第三者割当増資)及びその添付書類を平成20年7月22日関東財務局長に提出。
- (5) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(4)の有価証券届出書の訂正届出書を平成20年8月4日関東財務局長に提出。
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(4)の有価証券届出書の訂正届出書を平成20年8月21日関東財務局長に提出。
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(4)の有価証券届出書の訂正届出書を平成20年8月26日関東財務局長に提出。
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書及びその添付書類
上記(4)の有価証券届出書の訂正届出書を平成20年9月2日関東財務局長に提出。
- (9) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(4)の有価証券届出書の訂正届出書を平成20年8月26日関東財務局長に提出。
- (10) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(4)の有価証券届出書の訂正届出書を平成20年9月4日関東財務局長に提出。
- (11) 臨時報告書及びその添付書類
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号(私募による有価証券の発行)の規定に基づく臨時報告書を平成20年9月4日関東財務局長に提出。
- (12) 有価証券届出書の訂正届出書
上記(4)の有価証券届出書の訂正届出書を平成20年9月10日関東財務局長に提出。
- (13) 臨時報告書の訂正報告書及びその添付書類
上記(11)の臨時報告書の訂正臨時報告書を平成20年9月24日関東財務局長に提出。
- (14) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成20年9月29日関東財務局長に提出。
- (15) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成20年9月29日関東財務局長に提出。
- (16) 半期報告書、半期報告書の確認書
事業年度 第10期中(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)の半期報告書を平成20年12月19日関東財務局長に提出。
- (17) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成21年2月10日関東財務局長に提出。
- (18) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第7号(吸収分割の決定)の規定に基づく臨時報告書を平成21年2月13日関東財務局長に提出。
- (19) 臨時報告書及びその添付書類
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号(私募による有価証券の発行)の規定に基づく臨時報告書を平成21年2月13日関東財務局長に提出。
- (20) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成21年3月26日関東財務局長に提出。
- (21) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成21年4月1日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月24日

イーバンク銀行株式会社
取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 正明 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢田堀浩明 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーバンク銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーバンク銀行株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前連結会計年度の連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月29日

イーバンク銀行株式会社
取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 正明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 和紀 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーバンク銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーバンク銀行株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象 1. に記載されているとおり、会社は平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年4月1日付けで、楽天クレジット株式会社より、カードローン事業を吸収分割により承継している。
2. 重要な後発事象 2. に記載されているとおり、会社は吸収分割に反対する株主より、普通株式137,133株について、自己株式の買取を行っている。
3. 重要な後発事象 3. に記載されているとおり、会社は平成21年5月27日開催の取締役会決議に基づく「資本金の額の減少の件」「資本準備金の額の減少の件」「剰余金の処分の件」の議案について、平成21年6月29日開催の定時株主総会において、承認決議されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月24日

イーバンク銀行株式会社
取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 正明 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	矢田堀浩明 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーバンク銀行株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーバンク銀行株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月29日

イーバンク銀行株式会社
取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋山 正明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 和紀 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーバンク銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーバンク銀行株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象 1. に記載されているとおり、会社は平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年4月1日付けで、楽天クレジット株式会社より、カードローン事業を吸収分割により承継している。
2. 重要な後発事象 2. に記載されているとおり、会社は吸収分割に反対する株主より、普通株式137,133株について、自己株式の買取を行っている。
3. 重要な後発事象 3. に記載されているとおり、会社は平成21年5月27日開催の取締役会決議に基づく「資本金の額の減少の件」「資本準備金の額の減少の件」「剰余金の処分の件」の議案について、平成21年6月29日開催の定時株主総会において、承認決議されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。